

平成28年2月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成28年2月12日(金曜日)午後2時00分から午後6時15分まで

場 所 相模原市役所 第1特別会議室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第 1号) 平成27年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第4号)について(教育環境部)

日程第 2 (議案第 2号) 平成27年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第5号)について(教育局)

日程第 3 (議案第 3号) 平成28年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について(教育局)

日程第 4 (議案第 4号) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について(教育総務室)

日程第 5 (議案第 5号) 相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例について(教育総務室)

日程第 6 (議案第 6号) 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について(教育総務室)

日程第 7 (議案第 7号) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について(学校教育部)

日程第 8 (議案第 8号) 相模原市学校職員の給与に関する条例について(学校教育部)

日程第 9 (議案第 9号) 特定教職員の給料表の切替え等に関する条例について(学校教育部)

日程第10 (議案第10号) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例について(学校教育部)

日程第 1 1 (議案第 1 1 号) 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例について (学校教育部)

日程第 1 2 (議案第 1 2 号) 相模原市立公民館長の人事について (生涯学習部)

日程第 1 3 (議案第 1 3 号) 県費負担教職員の管理職への再任用に係る基本方針の改定について (学校教育部)

日程第 1 4 (議案第 1 4 号) 相模原市文化財の指定及び登録の解除に係る諮問について (生涯学習部)

4 . 閉 会

出席委員 (4 名)

委 員 長 永 井 博

委員長職務代理者 大 山 宜 秀

教 育 長 岡 本 実

委 員 田 中 美奈子

欠席委員 (1 名)

委 員 福 田 須美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 笹 野 章 央 教育環境部長 新 津 昭 博

学 校 教 育 部 長 土 肥 正 高 学校教育部参事 長 嶋 正 樹

生 涯 学 習 部 長 小 山 秋 彦 教育局参事 鈴木 英 之
兼教育総務室長

教 育 総 務 室 杉 山 吏 一 教育総務室 岡 本 達 彦
担 当 課 長 担 当 課 長

教 育 総 務 室 主 任 田 村 雄 一 総合学習センター 齋 藤 嘉 一
所 長

総 合 学 習 セ ン タ ー 鈴 木 豊 総合学習センター 宮 坂 賀 則
担 当 課 長 担 当 課 長

教 育 環 境 部 参 事 井 上 京 子 学務課担当課長 宮 本 智 之
兼 学 務 課 長

学 校 保 健 課 長 萩 原 康 秋 学校保健課 窪 田 俊 郎
担 当 課 長

学 校 保 健 課 岸 田 幹 生 教育環境部参事 山 口 和 夫

担当課長		兼学校施設課長	
学校施設課長 担当課長	小杉雅彦	学校教育課長	江戸谷智章
学校教育課長 担当課長	林由美子	学校教育課長 担当課長	大木真理
学校教育課長 担当課長	小泉勇	学校教育課 指導主事	石井紀子
学校教育課 指導主事	水野正人	学校教育課 副主幹	入津昌哉
教職員課長	二宮昭夫	教職員課主幹	佐々木隆
教職員課担当課長	菊池政弘	教職員課担当課長	金子喜裕
教職員課担当課長	佐野強史	教職員課主幹	須永伸治
相模川自然の村 野外体験教室 所長	中里雅子	相模川自然の村 野外体験教室 総括副主幹	山本克哉
学校教育部参事 兼青少年相談 センター所長	小畑弘文	青少年相談 センター副主幹	澤田克己
生涯学習部参事兼 生涯学習課長	藤田知正	生涯学習課 担当課長	島田欣一
生涯学習課 担当課長	天野徹	生涯学習部参事兼 文化財保護課長	小俣明宏
文化財保護課 総括副主幹	土井永好	文化財保護課主任	中川真人
スポーツ課長	菊地原央	スポーツ課 総括副主幹	江濱信
図書館長	細谷正行	生涯学習部参事兼 相模大野図書館長	岡崎扶佐子
橋本図書館長	井上孝子	生涯学習部参事兼 博物館長	佐藤正五
保育課長	村上秀明		
事務局職員出席者			
教育総務室主査	萩生田成光	教育総務室主査	秋山雄一郎
教育総務室主任	田所耕祐	教育総務室主任	齋藤竜太
教育総務室主事	上原達也		

開 会

永井委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 4 名で、定足数に達しております。

本日、福田委員より欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名委員に、田中委員と大山委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

平成 2 7 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正 (第 4 号) について

平成 2 7 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正 (第 5 号) について

永井委員長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 1 号と日程 2、議案第 2 号は一括して提案説明を受け、審議した後、個別に採決を行います。

提案理由の説明を求めます。

新津教育環境部長 それでは、議案第 1 号及び議案第 2 号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成 2 7 年度相模原市教育委員会の所管に係る予算の補正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、相模原市長から意見を求められましたので、これに同意いたしたく提案するものでございます。

はじめに、議案第 1 号の平成 2 7 年度相模原市教育委員会の所管に係る予算の補正 (第 4 号) につきまして、ご説明を申し上げます。

平成 2 7 年度相模原市一般会計、特別会計、公営企業会計、補正予算書及び予算に関する説明書の 3 ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、補正予算 (第 4 号) の全体の概要でございますが、第 1 条にございますよう

に、歳入歳出予算の総額 2,585 億 9,100 万円から、歳入歳出それぞれ 5 億 5,500 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,580 億 3,600 万とするとともに、第 2 条にございますように、債務負担行為の補正を行うものでございます。

続きまして、教育委員会の所管に係る補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

6 ページ第 2 表、債務負担行為補正をご覧いただきたいと存じます。

下段の防災対策施設整備事業（防災・減災プログラム）（小学校屋外便所設置工事）につきましては、災害時に利用可能な屋外便所を小学校 6 校に整備することについて、平成 28 年度予算における工事の着工を図るため、平成 27 年度から 28 年度までの債務負担行為の追加を設定するものでございます。

以上で、議案第 1 号についての説明を終わらせていただきます。

土肥学校教育部長 続きまして、議案第 2 号の、平成 27 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第 5 号）につきまして、ご説明申し上げます。

平成 27 年度相模原市一般会計、特別会計、公営企業会計、補正予算書及び予算に関する説明書 No. 2 の 3 ページをご覧いただきたいと存じます。

はじめに、補正予算（第 5 号）の全体の概要でございますが、第 1 条にございますように、歳入歳出予算の総額 2,580 億 3,600 万円から、歳入歳出それぞれ 4 億 5,400 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,575 億 8,200 万円とするものでございます。

5 ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「款 50 教育費」の補正額は、4 億 2,013 万円の減額となっております。

続きまして、教育委員会の所管に係る補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

66 ページをご覧いただきたいと存じます。

「款 50 教育費」、「項 5 教育総務費」、「目 5 教育委員会費」でございますが、説明欄 1 の教育委員会運営費につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目 10 事務局費」でございますが、説明欄 1 の臨時的任用職員等経費及び 2 のスクールバス運行等事業につきまして、不用額を減額するとともに、国庫支出金の交付額の確定額に伴い、財源更正を行うものでございます。

「目 15 教育指導費」でございますが、説明欄 1 の国際教育事業及び 2 の特別支援教

育事業につきまして、国庫支出金の交付額の確定に伴い、財源更正等を行うものでございます。

新津教育環境部長 続きまして、「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、説明欄1の学校情報教育推進事業につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、説明欄1の学校医等報酬から5の学校給食単独校運営費につきましては、不用額を減額するとともに、国庫支出金の充当等に伴い、財源更正を行うものでございます。

「目15 教育振興費」でございますが、説明欄1の要保護及び準要保護児童就学援助費につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1の防災対策事業から、68ページ説明欄3の小学校工事設計等委託までにつきましては、不用額を減額するとともに、国庫支出金の交付額の確定に伴い、財源更正を行うものでございます。

「項15 中学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、説明欄1の中学校維持管理費及び2の中学校教科書等購入費につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、説明欄1の学校医等報酬から3の中学校完全給食推進事業につきましては、不用額を減額するものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1の防災対策事業から3の中学校工事設計等委託までにつきましては、不用額を減額するとともに、国庫支出金の交付額の確定に伴い、財源更正を行うものでございます。

なお、説明欄1、防災対策事業のうち(2)防災対策施設整備事業(防災・減災プログラム)につきましては、平成28年度当初予算に計上予定でありました内郷中学校の屋内運動場天井材落下防止対策工事にかかる予算につきまして、国庫支出金の追加交付に伴いまして、本補正予算に前倒して計上しているものでございます。

次に、関連する繰越明許費補正につきまして、ご説明申し上げます

恐れ入りますが、7ページにお戻りいただきたいと存じます。

下段の「款50 教育費」、「項10 小学校費」、学校給食施設・設備整備事業でございますが、宮上小学校給食室改築工事につきましては、当初想定していなかった地盤改良の必要が生じたため、年度内の完了が困難となったことから、備品購入にかかる予算等について、繰越明許費を設定するものでございます。

小学校校舎等整備事業（給食室整備事業ほか1）につきましては、宮上小学校給食室改築工事の工事費について、同様の理由により、繰越明許費を設定するとともに、旭小学校のトイレ整備工事について、入札の不調により年度内の完了が困難となったことから、繰越明許費を設定するものでございます。

「項15 中学校費」、防災対策事業（中学校屋内運動場改修事業（防災・減災プログラム）ほか1）につきましては、相模丘中学校の屋内運動場改修工事及び共和中学校ほか7校の武道場天井材等落下防止対策工事につきまして、入札の不調により年度内の完了が困難となったことから、繰越明許費を設定するとともに、内郷中学校の屋内運動場天井材等落下防止対策工事につきましては、国庫支出金の追加交付に伴い、本補正予算に前倒しで計上した予算を繰越明許費として設定するものでございます。

中学校校舎等整備事業（トイレ整備事業ほか1）につきましては、上鶴間中学校のトイレ整備工事及び大野北中学校の作業室兼倉庫整備工事について、入札の不調により年度内の完了が困難となったことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、関連する地方債補正につきまして、ご説明を申し上げます。

9ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の教育債でございますが、小学校整備費及び中学校整備費につきまして、財源更正等に伴い増額するものでございます。

小山生涯学習部長 続きまして、70ページをご覧いただきたいと存じます。

上段の「項20 社会教育費」、「目18 文化財保護費」でございますが、説明欄1の用地等購入事業につきまして、不用額を減額するとともに、国庫支出金及び県支出金の交付額の確定に伴い、財源更正を行うものでございます。

「目25 公民館費」でございますが、説明欄1の公民館整備事業及び2の公民館用地購入事業につきまして、不用額を減額するとともに、国庫支出金及び県支出金の交付額の確定に伴い、財源更正を行うものでございます。

「目45 博物館費」でございますが、説明欄1の施設運営費につきまして不用額を減額するものでございます。

下段の「項25 市民体育費」、「目10 体育施設費」でございますが、説明欄1の（仮称）城山湖グラウンド施設整備事業につきまして、不用額を減額するものでございます。

次に、関連する繰越明許費補正につきまして、ご説明申し上げます。

大変恐れ入りますが、7ページにお戻りいただきたいと存じます。

「項20 社会教育費」、公民館用地購入事業につきましては、麻溝まちづくりセンター・公民館の移転整備にかかる用地購入につきまして、国・神奈川県等との協議に日時を要していることから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、関連する地方債補正につきまして、ご説明を申し上げます。

9ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の教育債でございますが、文化財保存事業費から体育施設整備費までにつきましては、事業費の確定等に伴い減額するものでございます。

以上で、議案第1号及び議案第2号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑・ご意見等がございましたらお願いいたします。

大山委員 まず、いろいろな質問に先立ちまして、今の補正予算の件で、例えば継続費補正とか、繰越明許費補正という、目新しい言葉が私にとっては出てきたのですが、この辺の説明を簡単にお願ひできればと思います。

鈴木教育総務室長 地方自治体の予算につきましては、基本的に単年度で終わる総計予算主義ということで、1年の歳入と歳出、歳という言葉は年を表すわけでございますが、これで行うのを原則としております。

ただ、今、大山委員からお話がございましたとおり、その例外として、1つには継続費、それから、議案第1号の方でお話をさせていただいた債務負担行為、また繰越明許費という項目がございます。

まず、単年度で完結するのが原則ですが、1つの事務や事業が単年度で終了せず、後の年度でも支出しなければならない場合に、あらかじめ後年度の債務を約束すること、これが債務負担行為になります。

今回の議案第1号の屋外便所工事につきましては、平成28年度に予定した工事を前倒しいたしまして、2カ年の債務を負担するというので、今年度の支出はゼロですが、平成28年度にはお金を払います。ただ、契約行為については今年度中に実施したいと、こういうのが債務を負担するため、今年度の予算を計上させていただきという形になります。

それから、もう1点、繰越明許費でございますが、当該年度、今年度で申し上げれば平成27年度の前年度に予算化された事業について、執行していく中で何らかの事情で、その年度内

に事業が終了しない見込みとなった場合、予算を翌年度に繰り越して執行できる、こういう制度になります。

ですから、先ほどお話がございました幾つかの事例というのは、今年度中に給食室の改築が終了しないので、翌年度に今年度のお金を持って行って執行をさせていただきたいということになります。

さらに、もう1点、継続費というのは、工事等で数カ年にわたる場合につきまして、その総額と年度ごとの年割り額というのを定めて工事を執行させてくださいという、これも単年度主義の例外ということで、それぞれが地方自治法に定まった予算の執行の例外規定になります。ですから、継続費につきましては、数カ年の工事で年割額を定める。債務負担行為については、後年度の負担をするような契約を、あらかじめその年度で行う。例えば中学校給食で5年間の契約を結ぶときに、5年先のことがわからないので、相手の業者が契約できないのであれば、5年間の予算は約束いたします、こういうのが債務を負担する行為になります。

繰越明許費につきましては、その年度の事業を翌年度に繰り越していく。

もう1つ、ここでは出ておりませんが、あと、事故繰越というのがあります。執行していく中で、何らかの事情で事故が起こって、本当は3月に終わる予定だったのですが終了しないということで、翌年度にお金を払うという事故繰越という制度もあるのですが、今回の議案では、それは出てきておりません。

田中委員 先ほどのご説明の中で、入札不調という言葉が何度か出てきたと思います。それについて、ちょっとご説明いただきたいと思います。

山口学校施設課長 入札の不調でございますが、通常でいいますと、業者が何者が参加をして入札を行い、入札額が予定価格以内であるかなどの条件の中で、落札者が決まってくるといえるものが入札の制度になると思います。今回の入札の不調というのは、入札の参加者がいなかったですとか、あとは金額が予定価格よりも上だったとか、そういった要素があり、入札の不調が生じたという状況でございます。

田中委員 入札が不調で来年度に、また同じ事業を入札をすることになると思うのですが、不調になった原因について検討しないと、来年度同じようにやっているのは、きっとまた同じ不調になってしまうのではないかと心配があるので、その辺の対策について教えてくださいたいのですが。

山口学校施設課長 入札不調の理由でございますが、東日本大震災の復興事業、また東京

オリンピック・パラリンピックの建設事業の急増ということで、全国的に建設資材ですとか人材が不足している状況かと思います。特に、建築士ですとかの建設技術者、いわゆる主任技術者と言われてますけれども、そういった専門技術を持っている方の配置ができなければ工事の着工ができないという事情もございます。

市内業者とも意見交換する場があったのですが、市内業者にとっても同様の理由でございまして、建築資材ですとか人材不足によって、なかなか工事がとれないという状況だと伺っています。

また、建設技術者の一部である管理技術者の不足や高齢化、それとあともう1点ですが、工事発注時期の偏り、そういったものなどから入札の不調が生じているのではないかと確認してございます。

こういったことから、来年度に繰越を行い、事業を実施するというものもございまして。また、繰越明許費の中には、例えば旭小学校、上鶴間中学校のトイレにつきましては、今年度既に契約をしておりますので、完成が4月末までに伸びてしまうといったものの中にはございます。それ以外につきましては、屋内運動場の改修ですとか、武道場の天井落下工事につきましては、本年度の不調原因を踏まえまして、発注時期ですとか、その方法について配慮しながら、平成28年度中には完成できるように目指して進めてまいりたいと考えております。

田中委員 よくわかりました。必要があつての事業計画だと思いますので、ぜひ、実行されることをお願いしたいと思います。

大山委員 先ほどの説明の中で、防災・減災プログラムという用語がたくさん使われていて、それが終了することで、国庫補助金等財源更正がされていますが、今回の防災対策事業の中でどのような流れがあつたのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

山口学校施設課長 平成27年度の当初予算につきましては、文部科学省の補助採択方針で国庫補助金の不採択という事案が発生してございます。特に公共関係の改善事業で空調設備ですとか、トイレ改修、また一部屋内運動場の改修工事につきましても、国庫補助金が不採択となったような状況がございまして。そういったことから、国庫がつかないということでもありますので、起債に置き替えて事業の実施をするですとか、そういったことを今回の補正予算の中で財源更正という形で確保して実施しました。それらの事業が完了したことによりまして、不用額も生じておりますので、3月補正の中で増、または財源更正減というものが生じたという状況でございまして。

大山委員 今年度起こった国庫補助金がつかないということについて、こういったことはめったにないことなのか、あるいは当初予測していたがつかなかったなど、どのように考えているのか、その辺をちょっとお伺いしたいのですが。

山口学校施設課長 過去4、5年になりますか、国の経済対策等々で補正予算を前年度に組んで翌年度執行という状況は、ここ数年見られております。平成27年度の国庫補助金の不採択という事案につきましては、ここ数年、そういった状況は見られない状況でした。さらに、平成28年度につきましても国庫補助金を見込んでおりますけれども、今、国の状況はかなり厳しいという状況がありますので、予算上、我々としては国庫補助金をつけていただいて、それで執行したいという思いがございますけれども、国の内定が3月末になりますので、その様子を見ながら平成28年度の事業を進めてまいりたいと考えております。

新津教育環境部長 ただいまの答弁に関連して補足をさせていただきます。

国の補助金が不足してしまった原因でございますけれども、これはやはり東日本大震災の復興事業、これに国の予算がかなり流れていると。文部科学省の方でも、これに端を発した全国の耐震対策、これをずっと進めてきたのですが、関西地区がなかなか進んでいないことで、平成27年度は関西地区の耐震対策を重点的にやるということで、文部科学省の国庫補助金は、みんなそちらの方につくことになりました。そういったことで、本市が予定していた教育環境対策ができないという状況になりましたので、文部科学省並びに神奈川県選出の衆議院議員のところへ要望に行きました。その中で、国庫補助金の全部が関西で使えるとは思えないので、使い切れず、二次採択が発生した場合には、本市へつけていただくことを要望して、1億数千万円ですが、二次採択を受けて、今回の形になってきたというところでございます。

永井委員長 ほかに質疑・ご意見等はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

はじめに、議案第1号、平成27年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第4号)についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第1号は可決されました。

次に、議案第2号、平成27年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第5

号)についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第2号は可決されました。

平成28年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について

永井委員長 次に、日程3、議案第3号、平成28年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第3号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成28年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

教育委員会の予算編成に当たりましては、「人が財産(たから)」の理念に基づき、さがみはら教育を着実に推進するため、学校教育の充実、学校教育環境の整備、市民の生涯学習・スポーツ環境の充実等に必要な経費を盛り込んだものでございます。

それでは、教育委員会の所掌に係る当初予算の概要を、平成28年度予算主要施策説明書に基づきまして、説明させていただきます。

はじめに、平成28年度予算主要施策説明書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

当初予算の相模原市全体の概要でございますが、歳入歳出予算の一般会計の総額は2,577億円で、前年度との比較では22億円の増額、0.9%の増加となっております。

12ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の「款50 教育費」の予算額は、193億6,591万円で、一般会計予算全体に占める教育費の割合は7.5%となり、前年度当初予算との比較では23億4,822万円の減額、10.8%の減少となります。

次に、主な事業につきまして、ご説明させていただきます。

恐れ入ります、112ページをご覧いただきたいと存じます。

はじめに、「款5 教育総務費」、「目10 事務局費」でございますが、教職員任用経費につきましては、本市の教員を希望する優秀な人材を採用するため、教員採用候補者選考試験を実施するものでございます。

また、県費負担教職員の給与負担等に係る事務及び権限の移譲に伴い、給与支給を行う

ためのシステムを整備するものでございます。

「目 15 教育指導費」でございますが、114 ページをご覧くださいと存じます。

特別支援教育推進事業につきましては、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行う体制を強化するため、全小中学校に支援教育支援員を配置するもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

児童・生徒健全育成事業につきましては、いじめ防止の取組を推進するため、いじめ防止フォーラムの開催等の啓発活動を実施するとともに、小学校における様々な課題に対してチームでの対応を図るため、児童支援専任教諭を前年より13校増やしまして、小学校36校に配置するもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

「目 18 総合学習センター費」でございますが、市民大学等実施経費につきましては、社会の諸課題や身近な生活課題などに関する市民の学習欲求に応えるため、高等教育機関との共催により市民大学を開校し、学習機会の充実を図るとともに、地域の研究機関と連携して公開講座を開講するものでございます。

さがみ風っ子教師塾事業につきましては、さがみはら教育の発展と充実に寄与しようとする強い意思を持った教員志望者及び現職教員を対象に、さがみ風っ子教師塾を運営し、教育への情熱、使命感、幅広い教養を持った心豊かな人材を育てるものでございます。

116 ページをご覧くださいと存じます。

「目 20 学校給食センター費」でございますが、施設運営費につきましては、学校給食センターの円滑な運営を図るため、必要な備品の整備等を行うものでございます。

「目 25 青少年相談センター費」でございますが、青少年・教育相談事業につきましては、青少年の心の問題にかかわる来所・電話相談業務及び小中学校出張相談のさらなる充実を図るため、青少年教育カウンセラーを増員し、配置するとともに、不登校、いじめ、虐待、非行等の子どもを取り巻く環境に働き掛け、問題解決の役割を担うスクールソーシャルワーカーを配置するもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

118 ページをご覧くださいと存じます。

「目 30 野外体験教室費」でございますが、野外体験教室活動費につきましては、児童生徒の創造性、主体性を育成するため、「相模川ビレッジ若あゆ」と「ふじの体験の森やませみ」における集団宿泊生活及び多様な各種体験活動を支援するもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

野外体験教室環境整備事業につきましては、「相模川ビレッジ若あゆ」の裏山斜面にお

ける落石・倒木から児童生徒等の安全を確保するため、防護柵の設置等を実施するものでございます。

新津教育環境部長 続きまして、「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、学童通学安全経費につきましては、通学時における児童の安全確保を図るため、通学路への学童通学安全指導員を配置する等、通学路の安全対策を実施するものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、学校給食単独校運営費につきましては、学校給食のための備品等の整備を行うとともに、給食運営の効率化を図るため、単独校30校の給食調理業務を民間委託するものでございまして、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

「目15 教育振興費」でございますが、要保護及び準要保護児童就学援助費につきましては、経済的理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学用品等の就学経費を援助するもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

120ページをご覧いただきたいと存じます。

「目20 学校建設費」でございますが、防災対策事業につきましては、災害時に利用可能な屋外便所を小学校11校に整備するものでございます。

小学校校舎等整備事業につきましては、学校トイレの快適性向上のため、小学校2校のトイレ整備を行うもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

麻溝小学校校舎等改築事業（継続費）につきましては、県道52号の拡幅に伴い、麻溝小学校の校舎等の改築を行うもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

なお、この事業は平成28年度から平成29年度までの継続事業でございます。

「項15 中学校費」、「目10 学校保健費」でございますが、中学校完全給食推進事業につきましては、デリバリー方式による完全給食を推進するため、調理業務委託、給食予約システムの運用等を行うもので、調理業務委託につきましては、給食の充実を図るために新たに汁物の提供を開始し、平成28年度から平成33年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

「目15 教育振興費」につきましては、小学校費と同様の経費を計上するものでございます。

122ページをご覧いただきたいと存じます。

「目 2 0 学校建設費」でございますが、防災対策事業につきましては、災害時に利用可能な屋外便所を中学校 1 校に整備するものでございます。

中学校校舎改造事業につきましては、教育環境の整備と校舎の維持・保全、機能向上を図るため、中学校 2 校の校舎の改造を行うものでございます。

中学校校舎等整備事業のトイレ整備事業につきましては、学校トイレの快適性向上のため、中学校 1 校のトイレ整備を行うものでございます。

空調設備等整備事業につきましては、子どもたちが快適な学校生活を送ることができるよう、中学校 9 校に空調設備を整備するものでございます。

なお、中学校校舎改造事業から空調設備整備事業までにつきましては、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

小山生涯学習部長 続きまして、「項 2 0 社会教育費」、「目 5 社会教育総務費」でございますが、家庭教育啓発費につきましては、家庭教育力向上のため、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対して学習機会及び情報の提供による支援を行うもので、特定財源といたしまして国庫支出金を見込むものでございます。

1 2 4 ページをご覧いただきたいと存じます。

「目 1 8 文化財保護費」でございますが、文化財調査事業につきましては、当麻地区整備促進事業のほか、各種民間開発事業に伴う埋蔵文化財の試掘調査を行うもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

川尻石器時代遺跡保存整備事業につきましては、国指定史跡の保存整備を図るため、発掘調査報告書を刊行するもので、特定財源といたしまして国庫支出金を見込むものでございます。

「目 2 5 公民館費」でございますが、公民館改修事業につきましては、麻溝まちづくりセンター・公民館の移転整備に係ります実施設計を行うとともに、青根公民館の再整備に係ります解体工事等を行うものでございます。

相武台まちづくりセンター・公民館整備事業（継続費）につきましては、旧磯野台小学校 B 棟を改修し、老朽化した相武台まちづくりセンター・公民館を移転するものでございます。

なお、この事業は平成 2 7 年度から 2 8 年度までの継続事業でございます。

「目 3 0 図書館費」でございますが、図書資料充実経費につきましては、市民が必要とする図書資料の充実を図るため、図書、新聞、雑誌、紙芝居等の収集を行うもので、特

定財源として暮らし潤いさがみはら寄付金等を見込むものでございます。

「目35 視聴覚ライブラリー費」でございますが、施設運営費につきましては、視聴覚教育の振興を図るため、教材や機材の収集を行うものでございます。

次に、126ページをご覧いただきたいと存じます。

「目45 博物館費」でございますが、展示・教育普及事業経費につきましては、JAXAとの連携による企画展示や講座・講演会の開催、支援ボランティアの育成等の宇宙教育普及事業等を実施するものでございます。

「項25 市民体育費」、「目5 市民体育総務費」でございますが、各種体育大会等実施事業につきましては、市民の体力づくりとスポーツ技術の向上を図るため、市民選手権、クロスカントリー大会等の各種体育大会の開催及びかながわ駅伝への選手の派遣を行うもので、特定財源といたしましてはスポーツ振興くじ助成金を見込むものでございます。

ホームタウンチーム連携・支援事業につきましては、スポーツ振興やシティーセールスの推進及び市民の一体感の醸成を図るため、相模原市ホームタウンチーム等との連携・支援の充実を図るものでございます。

「目10 体育施設費」でございますが、(仮称)横山公園多目的フィールド開設準備経費につきましては、競技用備品の購入等、(仮称)横山公園多目的フィールドの開設に向けた準備を行うものでございます。

次に、関連する継続費につきまして、ご説明申し上げます。

大変恐れ入ります、別にお配りしてございます、平成28年度相模原市一般会計予算書及び予算に関する説明書の8ページをご覧いただきたいと存じます。

「款50 教育費」、「項10 小学校費」、麻溝小学校校舎等改築事業につきましては、麻溝小学校の改築工事を平成28年度から平成29年度までの2カ年で実施するため、継続費とするものでございます。

次に、関連する債務負担行為につきまして、ご説明申し上げます。

9ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の中学校完全給食推進事業につきましては、調理業務委託の実施のため、平成28年度から平成33年度までの期間の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、関連する地方債につきまして、ご説明申し上げます。

10ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の教育債でございますが、教育施設整備費から公民館建設費までの財源といたしま

して起債するものでございます。

以上をもちまして、議案第3号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより、質疑・ご意見等がございましたら、お願いします。

大山委員 121ページの学校保健費です。デリバリー方式による完全給食を推進ということで、ここに、新たに汁物の提供を含めた調理業務の委託を行うとありますが、具体的にはどんな内容なのでしょうか。

萩原学校保健課長 今まで学校給食につきましては、ご飯と、あと副食と牛乳という中で提供してきていることではございますが、平成25年度、平成26年度の検討委員会の中で、温かい物が欲しいという中で汁物の提供をした方がいいのではないかと、改善をした方がいいのではないかとという答申をいただいたところでございます。そうした中で、こちらの方でも検討させていただいた結果、個別の容器に汁物を入れまして、お弁当と一緒に同じように一人ひとり、個々に容器をお配りするという内容で検討してございます。ふたをつけますので、簡単にはこぼれず、冬などには温かいものが出れば、今までの内容も大分変わってくるのかと想定しているところでございます。

大山委員 もう一つ、給食に関係したことで、今日、説明はなかったのですが、アレルギー対策と申しますか、その辺の事業がここに出てきていないのですけれども。昨年度の教育委員会点検評価のところでは城山の給食センター、ここにはまだアレルギー対策ができておらず、まだ、工事をするかどうか止まっているという報告を受けたのですが。一方で今回、空調設備が予算化されていますが、やはりアレルギー対策は急を要することなので、ぜひ、規模としては小さいけれども、なるべく早く急いでアレルギー対策の食事ができるような体制を整えていただきたいと私自身は思っているのですが、いかがでございましょう。

萩原学校保健課長 食物アレルギーの関係でございますが、確かに委員のおっしゃるとおり、昨年度、点検評価の中でご意見をいただいたところでございます。そして給食センターにつきましては、やはりそれなりの部屋が必要とか、つくるだけのスペースが必要なことから、総合計画の中にもまだ位置付けがございませんので、後期実施計画の中で位置付けをしつつ整備をしていきたいと、思っております。

田中委員 給食について関連して、新たに汁物の提供ということ、ありがとうございます。

きっと、いろいろな検討を重ねていただいた中で、デリバリー方式の給食がいかにか子どもたちに受け入れられるかということを検討していただいた結果だと思っております。導入には5カ年かけて予算を考えていただいているようなので、ぜひ、これを喫食率の向上につなげていただけたら、大変ありがたいと思います。

その中で、ちょっと懸念されるというか、汁物が1品つくということは同じ給食費の中でもう1品増えることになると思うのですけれども、その辺の給食費のやりくりというか、大丈夫なのでしょうか。

萩原学校保健課長 委員がご心配されている食材費についてですが、給食は、やはり汁物がつけば、その分その中に具が入ったり、それなりの味がつきますので、全体の副食の中で、うまく分配をしようということで考えてございます。学校給食運営協議会の中で来年度から月額300円上げさせていただきませうけれども、そういった金額の中でできる形を今、想定しております。特にそれに伴ってまた上がることは、今、想定してございません。田中委員 よく考えたら、完全給食ですので、栄養面では今も満たされているということですね。その中で汁物のメニューをプラスしていただけるということですから、栄養面も費用面でも安心していいということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

もう1つ、12ページになるのですが、教育費の平成28年度予算額に対しての構成比が7.5%と出ております。昨年度も、これ質問させていただいたと思いますが、昨年度については8.5%の割合を占めていると思うのですが、「人が財産(たから)」のさがみはら教育で、この教育費の割合の減というところで、どういうところが減になっているか、ちょっとご説明をいただければと思います。

鈴木教育総務室長 来年度の予算において教育費の減で、委員から今お話ございましたとおり、12ページ、13ページのところでは、教育費が約23億4,800万円減少しているとあります。基本的に来年度の予算編成に当たりましては、「人が財産(たから)」の理念に基づくさがみはら教育は着実に推進していきたいということの取り組みを進めてまいりました。

ただ、中でも補正予算の審議のときにお話ございました、防災・減災プログラムの集中取組期間が今年度、平成27年度で終了いたしますので、給食室の非常用発電設備ですとか屋内運動場の改修については終了いたします。それから、大きいところでは、繰越明許のときにお話させていただいた宮上小学校の給食室の改修、これが平成27年度実施で来年度にないですとか、あと、公民館用地購入事業、こういったどちらかというハード

ものといえますか、建築関係が軒並み減少したということがございます。

ただ、その一方で、子どもたちに向き合うきめ細かい教育の実施に当たりましては、児童支援専任教諭、今は23校を36校へ拡充したり、青少年教育カウンセラー、これも2人増やします。また、今、お話がございました中学校完全給食の中では、子どもたちから要望のあった汁物の提供ということで、ソフト関係については拡充を図った。ただ、ハードものについて減少して、それが非常に大きく見えるという、こういう理解をいただければよろしいかと思えます。

田中委員 では、今、ご説明いただいたように、防災・減災プログラム等の事業が今年度で大体終わることで、その分が減額になってのということによろしいでしょうか。

あともう一つ、その7.5%の割合という、これ割合なのですけれどもどうなのでしょう。全体の中で7.5%、たしか私、昨年も聞かせていただいたのですけれども、他市との比較というところでは、相模原市の教育に対する重みというのはいかがでしょうか。

笹野教育局長 先ほど、教育総務室長からもお話をさせていただきましたように、今年度もさがみはら教育の充実に向けて、着実な予算の確保をしたというつもりで基本的に考えております。

今、おっしゃった比率のことで申し上げますと、先ほどの資料でいいますと、10ページ、11ページを見ていただくと、今年度の歳出予算、「款15 民生費」を見ていただきたいのですが。基本的には本市だけに限らず、今年度についてはどこの自治体もそうだと思うのですが扶助費の高騰が見込まれて、本市においてもその比較のところを見ていただくとわかるように、67億円、5.9%の増となっています。先ほど、ご説明したように、全体の本市の歳出合計の比較というのは13ページにありますように22億円。つまりところ40数億円については、ほかのところを削ってこちらに持ってきているという形になります。したがって比率という形でいいますと、教育費が充実したとしても経費的には、やはり落ちてしまうという、割合でいうとそういうことが年度間では起きます。ですから、8.5%が7.5%になったということについては、そういうポイントで見ていただく一般の市民の方、皆さんそうだと思うのですが、そこについて我々は十分に説明しなくてはいけないと思えます。

先ほど申し上げたように、防災・減災プログラム、平成25年度から3年間、東日本大震災の教訓を踏まえて、集中的に取り組んだ予算が平成27年度に終了する。あるいは、

さきほど申し上げなかったのですが、麻溝まちづくりセンター公民館の用地購入が平成27年度にありました。要するに大きな経費の支出が単年度であった。今年はそれがないという意味でいうと、基本的に教育費にかかる割合や重点的に置いたことについては減っていないのですが、経費の割合では落ちたというのが今回の予算の見え方だと思いますので、そのところをご理解をいただきたいと思います。

大山委員 118ページ、教育振興費の中の要保護及び準要保護児童就学援助費なのですが、財源として国庫支出金よりも市の一般財源としてかなり多く出ていることで、今回の予算でも市全体の予算の中で、やはり生活保護ということに対して、昨年度に比べてかなり予算が伸びているのですが、この項目というのは、教育委員会の中で子どもの貧困に対する大きな予算の執行だと思うのですが、どのくらい昨年と比べて伸びているのでしょうか。

それから、その効果といいますか、金銭的な面でこういった補助をすることで、どのような効果が実際的には数で表れたのか、ちょっとお聞かせいただきたいのですが。

井上学務課長 要保護及び準要保護の児童の就学援助費でございます。昨年度の比較ですが、ここ数年、割合的にも人数的にも横ばいの状態で、小学校で大体14%、中学校で16%、平均すると15%の割合となっております。

効果で数字的にという委員のご質問ですが、数字でというよりも、やはり周知を全児童に対して、学校を通して周知することで、申請者の数がやはり増えていっている、この事業の周知が図られているということは、必要な児童生徒にも申請をしていただく機会が均等に伝わっているのだろうという効果の中で、このまま引き続き、この制度の充実、適正な執行を考えている状況でございます。

田中委員 すごく細かいことになってしまうのですが、121ページのところで、麻溝小学校校舎等改築事業、2カ年にわたって継続事業なのですがけれども、県道の拡幅によって改築となっておりますので、きっと拡幅によって敷地の面積は減ってしまうのかと感じています。

そこでちょっと心配なのが、校庭ですとか学校環境は、今までのようにきちんとした学習活動が行えるような感じで確保されているのか、その辺をちょっと気になったので教えていただきたいのですが、お願いします。

山口学校施設課長 麻溝小学校につきましては、県道52号線の拡幅に伴いまして、平成28年、平成29年の2カ年で給食室を含めて校舎の改築をする予定になってございます。

建築予定地は、学校に隣接していて、現在、あさっこ広場として子どもたちが利用している場所になり、既に用地は確保してございます。

ただ、敷地そのものについては、現状よりも減るということもあり、また、麻溝小学校については、いろいろな面で結構手狭な状態でもありますので、校舎をつくる上でも、例えば屋上で子どもたちが何らかの活動をしたり、休み時間の利用なんかもできるような、そんな工夫をしたいということで、現在、実施設計を行っているところでございます。

そうすることで、スペースそのものについては手狭になりますが、できるだけ子どもたちが伸び伸びと活動できるようなことで整備を進めてまいりたいと考えております。

田中委員 きっと私が考えている以上に、きちんとした配慮をしていただいているのだろうと感じております。ぜひ、事故のないように、無事に新校舎ができることを願っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、126ページ、体育施設費の横山公園多目的フィールドについてなのですが、横山公園がきっと今以上に利用ができるような準備をしていただけるのではないかと思います。実際にどのような多目的フィールドというものを目指されているのか、教えていただきたいと思います。

菊地原スポーツ課長 横山公園の多目的フィールドでございますが、これまでは主に陸上競技場として機能してきたグラウンドでございますが、これからは人工芝の多目的グラウンドということで、主にサッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、それからニュースポーツにも利用ができるようなことも想定しているところでございます。新年度は、これらの開設準備を行うという予定でございます。

永井委員長 12ページ、13ページのいわゆる全体的な教育費のことですが。数字を見ると、減額を表す三角がたくさんついていて、しかも数字がとても多かったです。印象だけで言うと、どうしたのかなという感じがしますが、説明をよく聞かせていただければ、ソフト面は必ずしも減っていないで、ハード面が若干減っているということで、なるほどと思えるところもあります。

予算書はこういうものと承知していますが、ぜひ、来年度の相模原市教育委員会の方向性はこうだと、予算はこうだという全体的な説明が、今日必要だったかどうかはわかりませんが、こういう中でこういう予算を組んでいると。例えば比較でいうと、前年度予算との比較ですから、多分、もっと数年のスパンで物事は考えなければいけないのだと思っています。

予算というのは、多分、前年度の比較、構成比、伸び率とかで、こういう数字が出てくるのはやむを得ないのだと思うのですが。「人が財産（たから）」のさがみはら教育、あと、今、思いつく言葉は経済格差があるとか、いろいろなことが言われてますけれども、我々は義務教育をお預かりする者ですから、子どもたちが決して不利にならないように、どの子も学びを保障したいと、そんなつもりでいますから、それが実現できるような予算づくりを、ぜひ、していただきたいと思ひますし、今回もそうなっていると信じています。

ほかに質疑・ご意見等はございませんか。

（「なし」の声あり）

永井委員長 それでは、ほかにご意見ありませんので、これより採決を行います。

議案第3号、平成28年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第3号は可決されました。

ここで休憩をいたします。3時25分に再開をいたします。

（休憩・15：10～15：25）

永井委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例について

永井委員長 次に、日程4、議案第4号と日程5、議案第5号は関連がありますので、一括して提案説明を受け、審議した後、個別に採決を行います。

それでは、提案理由の説明を求めます。

鈴木教育総務室長 はじめに、議案第4号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを、ご説明申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、関係する条例の整備その他所要の改正をすることについて、同法第29条の規定により、市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案をするものでございます。

恐れ入りますが、議案第4号関係資料1をご覧いただければと存じます。

平成27年4月1日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長は、改正前の法における教育長と委員長の役割をあわせて担うとともに、議会の同意を得て、市長が直接任命することとされました。

このため、改正後の規定により任命される教育長、いわゆる新教育長につきましては地方公務員法上の特別職に該当することとなったものでございます。

改正前の規定に基づき任命された現教育長につきましては、特別職としての教育委員会委員と一般職としての教育長を兼ねており、そのことから教育長の給与等については、他の一般職の地方公務員とは別個に条例で定めると教育公務員特例法において規定されておりましたが、この規定についても削除されることとなりました。

このため、教育公務員特例法に基づき教育長の給与や旅費について別に定めておりました相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例を廃止し、旅費については相模原市職員等の旅費に関する条例に、給与については相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例にそれぞれ規定することとしたものでございます。

また、新教育長の就任とともに、委員長職が廃止となることから、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の中の委員長に関する規定を削除するとともに、新教育長の職責に鑑み、相模原市表彰条例における新教育長の自治功労表彰の要件を改正するものでございます。

下段の表は、本整備条例で改正する条例及び廃止する条例を一覧にしたものでございます。

恐れ入ります、裏面をご覧くださいと存じます。

各条例の改正の概要でございますが、(1)第1条において、相模原市職員等の旅費に関する条例を改正し、新教育長の旅費について、常勤の監査委員と同じ区分に規定するものでございます。

(2)第2条におきましては、相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例を改正し、特別職となる新教育長の給料月額について規定するものでございます。

(3)第3条におきましては、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、委員長の日額報酬に関する規定等を削除するものでございます。

(4)第4条におきましては、相模原市表彰条例を改正し、特別職としての新教育長の職責に鑑み、8年以上その職にあることを、自治功労表彰の要件とするものでございます。

(5)第5条は、相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例を廃止するもので

ございます。

なお、改正前の法に基づき任命された教育長につきましては、経過措置により改正前の法が適用されることから、本条例の施行日は規則で定める日とするものでございます。

関係資料 2 は、各条例の新旧対照表となっております。

以上で、議案第 4 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 5 号、相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例についてをご説明申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件を定めることについて、同法第 29 条の規定により、市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

先ほど、議案第 4 号でご説明いたしましたとおり、新教育長は地方公務員法上の特別職に該当するため、地方公務員法の適用外となり、一般職に係る勤務条件の規定が適用されなくなりますが、その一方で勤務時間中の職務専念義務が法に規定されております。

このことから、勤務時間を特定するなど、新教育長の勤務条件に関する条例の整備が必要となったため、第 1 条にありますとおり、本条例を制定するものでございます。

第 2 条は、新教育長の勤務時間その他の勤務条件については、一般職の職員の例によることとするとともに、休暇等の承認等の任命権者にかかる権限は、教育委員会が行うとするものでございます。

第 3 条は、新教育長の職務専念義務を免除する要件について、一般職と同様の要件を規定するものでございます。

なお、改正前の法に基づき任命された教育長につきましては、経過措置により改正前の法が適用されることから、本条例の施行日は教育委員会で規則で定める日とするものでございます。

以上で、議案第 4 号及び議案第 5 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑・ご意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員 先ほどの説明の中で、自治功労表彰についてあったのですが、改正案の中では、教育長として 8 年以上その職にあった者となっております。現行は 1 期 4 年任期だと思っておりますが、改正されると教育長のみ 1 期 3 年と聞いてますが、8 年以上その職にあった者

と決められた経緯などがありましたら教えていただきたいと思います。3年任期でいくと3期やっていただけると、それに値するのかなと思うのですが、何故、その8年以上となったのか、教えていただきたいと思います。

鈴木教育総務室長 恐れ入ります、15ページをちょっとご覧いただきたいと存じます。新旧対照表になりますが、まず表彰条例の現行の仕組み、左側でございます。第6条の自治功労表彰の中に、市長として8年以上、市議会議員として10年以上、それから副市長として8年以上とあります。現在、教育長につきましては第4号の地方自治法の180条の第5の第1項または第3項に規定する執行機関、教育委員会も執行機関ですので、執行機関の委員として15年以上その職にあった者という、この条項が適用されております。

今、任期にかかわらず8年というお話をいただきましたが、市長、副市長は8年以上、それから市議会議員も任期で申し上げれば、選挙もございしますが、4年任期ですが10年という定めの中で、任期ではなく、やはり表彰をする対象期間というのは、市長、副市長と同じ8年という経過で定まったものと承知しております。

田中委員 なるほど。はい、わかりました。

永井委員長 ほかにございませんか。では、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

はじめに、議案第4号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第4号は可決されました。

次に、議案第5号、相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第5号は可決されました。

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

永井委員長 次に、日程第6、議案第6号、相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する

条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

なお、本議案については、教育長の一身上にかかわる事案ではございますが、引き続き教育長に出席していただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 それでは、引き続き教育長に出席していただくことにいたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木教育総務室長 議案第6号、相模原市市長等の常勤の特別職の給与に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、市長等常勤の特別職及び教育長に対する期末手当の支給割合を改定するため、相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育長に係る第3条及び第4条の事項につきまして、市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

議案第6号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1の期末手当の支給割合の改定についてでございますが、国の特別職に対する期末手当及び本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合等を勘案し、教育長の期末手当の支給割合を年間3.1月から3.15月に、0.05月引き上げる改定をするものでございます。

なお、本条例の施行期日でございますが、公布の日より施行し、上段の平成27年度の支給割合に係る規定につきましては、平成27年12月1日から適用されるものでございます。

また、下段の平成28年度以降の期末手当の支給割合に係る規定につきましては、平成28年4月1日から施行とするものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑・ご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第6号、相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを、原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第6号は可決されました。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
永井委員長 次に、日程7、議案第7号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第7号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、義務教育学校の追加その他所要の改正をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、関係資料1をご覧くださいたく存じます。

はじめに、本条例制定の趣旨についてでございます。

平成28年4月1日の学校教育法等の一部を改正する法律の施行によりまして、学校教育法第1条に学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されますことから、関係条例の整備その他所要の改正をするものでございます。

次に、今回の改正で新たに規定されます義務教育学校についてでございます。

設置者は国公私いずれも可能となっております。

市区町村には、公立小・中学校の設置義務がございますが、義務教育学校の設置をもって小学校及び中学校の設置に替えることができるものとしております。

設置の目的でございますが、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこととされております。

修業年限は9年でございます。前期6年を前期課程といたしまして、小学校における

教育と同一の目標を達成するように行われるものでございます。また、後期3年を後期課程といたしまして、中学校における教育と同一の目標を達成するように行われるものとしております。

今回、関係いたします条例でございますが、3の(1)相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例から、(9)の相模原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例までございまして、具体的には関係資料2の新旧対照表にありますとおり、義務教育学校にかかわる規定を追加するほか、所要の改正をすることにつきまして、本条例で一括提案するものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑・ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

田中委員 義務教育学校についてのご説明がありましたが、前期6年、後期3年で9年間ですが、考え方として、いわゆる小中一貫校という考え方でよろしいでしょうか。

江戸谷学校教育課長 義務教育学校の大まかな説明をさせていただきたいと思います。

一貫校という考え方も含めてなのですけれども、義務教育学校の方につきましては、9年間の学びの連続性に加えて、校長先生はお一人になります。当然、学校は1つですので、職員体制も1つということになりますので、学校教育目標も1つということになります。

ですので、今、例えば本市で行われている青野原小中学校につきましては、校舎一体型という形で動いておりますが、校長先生はお二人いますし、それぞれの学校の教育目標もそれぞれお持ちになっております。職員体制も小中別々になっておりますので、そういった意味では義務教育学校とは、まさに1つの学校として運営されていくものだとして認識しております。

田中委員 これは、全国的に新たに設置されていく学校の種類ということがよくわかったのですが、将来的に相模原として、こういう学校を設置することについて、今のところどういうふうなお考えでいらっしゃるか、教えていただけますか。

土肥学校教育部長 本市におきましては、これまで、平成20年度に設置をいたしました、相模原市小中一貫教育研究会からの提言を受けまして、いわゆる全市的に各中学校区における学校の主体性を尊重した、緩やかな小中連携教育を推進することが望ましいという考

え方で、小中連携教育推進事業にこれまで取り組んで参ったところでございます。

今、この事業では平成31年度までを目途に、全ての中学校が推進中学校区という形での取組を進めていくという方向で進んでおるところでございますので、各中学校区からは、この事業における成果も挙がってきているところですので、早急に義務教育学校を設置するという考えは現在のところございません。

ただ、現在の小中一体型連携教育校として進めております、先ほども話題に出ました青野原小中学校の今後のあり方も含めまして、本市に適した小中学校9年間を見通した教育課程編成のあり方がありますとか、あるいは一貫教育校を施すために相応しい学校運営の仕組み等々、このことにつきましては、先進事例等を参考に、もちろん今後も研究してまいりたいと考えておるところでございます。

永井委員長 質問とまではいかないのですが、この義務教育学校の例えば目的だとか修業年限は型どおりのことが書いてあると思うのですが、小中を一緒にというのは、現実的に考えると非常に校舎が隣接しているところもあれば、同じ小中でその小学校から中学校へ行くよという学校でも、地理的にはかなり離れていたり、多分、いろいろなタイプがあるのだと思うのです。私の認識というか、従来やってきたことは、本市で小中が連携をして世の中で言う中一ギャップのようなものでしょうか、そういうのが軽減されるような手だてなどについて、小中の先生方が仲よくお互いに訪問をしあったりして、お互いの学校をよく知ろうという動きでずっとやってきたのだと思います。

今の説明でももちろん結構なのですが、この法律の施行に伴って、今までの動きがさらに加速されるとか、もっと具体的なこういう取組をとかを期待されるのでしょうか。その辺のところを、まだ煮詰まっていないところかもしれませんが、ちょっとお聞きしたいと思っています。

土肥学校教育部長 今後のこの義務教育学校、本市においてどういうふうな方向性でというご質問かと受け取りましたけれども、本市におきましては、先ほど申し上げましたとおり、小中連携を進めているというこの方向でこれからも進んでいきたいと思っています。

この義務教育学校は、校舎は一体型でも、分離型でもいいということ、ただし校長は1人で組織としては1つ、なおかつ小中の教職員が小中学校両方の免許を持って、両方に対応できるようにするなど、まさに1つの学校として進んでいくということが、これから求められているものだとも私たちが理解しますので、必ずしもどこでもすぐにそれが適用できるかという、難しい状況もあるかと思っています。

ただ、本市にも様々な地域環境のある学校がございます。その学校が将来どういう形でこれから進んでいくのが、子どもたちの豊かな学びのためにいいかと考えたときにはそういう選択肢も出てくるのではないかと、そういう本市にある学校の将来像みたいなものを見据えながら、もしかするとこの義務教育学校というものの適用も考える時期がくるのではないかと考えておりますが。

当面は、今、それぞれの学校がそれぞれの中学校区で連携をかなり積極的に進めていただいておりますので、その方向で進んでまいりたいと、今はそのように考えておるところでございます。

永井委員長 わかりました。ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ほかにはありませんので、これより採決を行います。

議案第7号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第7号は可決されました。

相模原市学校職員の給与に関する条例について

永井委員長 次に、日程8、議案第8号、相模原市学校職員の給与に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第8号、相模原市学校職員の給与に関する条例について、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、市町村立学校職員給与負担法の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されることに伴い、学校職員の給与について所要の定めをすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条、第1項、第6号の規定により提案するものでございます。

それでは、第1条から順にご説明を申し上げます。

第1条は、条例の趣旨を、第2条は定義を定めるものでございます。

第3条は、給料を正規の勤務時間による勤務に対する報酬であり、諸手当を除いたものであることを定めるものでございます。

第4条は、小中学校の校長、教員に適用する給料表を教育職給料表とし、学校事務職員に適用する給料表を学校事務職給料表と定めるものでございます。

また、第2項から第5項までは、再任用職員及び任期付職員等の給料月額について定めるものでございます。

第6項は、学校職員の職務の級の分類と、その基準となる職務内容等について、級別基準職務表に定めるものでございます。

第5条は、学校職員の初任給の基準や昇給等について定めるものでございます。

第6条は、育児短時間勤務職員の給料月額について定めるものでございます。

第7条は、学校職員の給料の支給をはじめ、扶養手当や地域手当等の諸手当について、相模原市一般職の給料に関する条例の適用を受ける職員の例によるものと定めるものでございます。

第8条は、特殊勤務手当の支給対象、支給対象となる業務及び支給限度額について定めるものでございます。

第9条は、管理職手当の支給対象及び支給限度額等について定めるものでございます。

第10条は、管理職員特別勤務手当の支給対象、支給対象となる業務及び支給限度額等について定めるものでございます。

第11条は、義務教育等教員特別手当の支給対象及び支給限度額等について定めるものでございます。

第12条は、特殊勤務手当及び管理職手当の支給方法について、必要な事項は教育委員会規則で定めることとするものでございます。

第13条は、学校職員の代替等として、臨時に任用する常勤代替教諭及び常勤代替事務職員の給与として給料及び諸手当を支給することを定めるものでございます。

第14条は、非常勤の学校職員の給与として、賃金、通勤に要する費用に相当する額及び割増賃金を支給することを定めるものでございます。

第15条は、給与は、口座振替の方法により支払うことができることを定めるものでございます。

第16条は、学校職員の給与から控除できる項目について定めるものでございます。

第17条は、この条例の規定に基づく教育委員会規則の制定、改廃には、あらかじめ人事委員会と協議をすることを定めるものとございます。

第18条は、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定めることとするものとございます。

次に、附則でございます。

第1項は、本条例の施行期日を地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日からとするものとございます。

第2項から4項までは、特定教職員について、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間、勤勉手当に係る判定期間及び休職者の給与について、経過措置を定めるものとございます。

第5項は、再任用職員の給料月額に係る特例を定めるものとございます。

第6項は、本条例の制定に伴い、相模原市一般職の給与に関する条例の適用者から学校職員を除くことを定めるものとございます。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑・ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

田中委員 今ご説明いただいた後の表を見て、すごくびっくりしています。こんなに細かくと言っていいのでしょうか、きちっと区分がされていて、その後、いろいろご説明も入っているのですが、実際、今までは県費の方でやっていただいていたと思うのですが、市の方でこれからお給料をお支払いするということと、大変ご苦労があったのではないかと思います。その中で、やはり県と比べてというご意見などが現場から出るのではないかと思います。その辺の配慮というか、どのようなご配慮いただけたのかということとをちょっと教えていただきたいのですが、お願いいたします。

二宮教職員課長 県の給料表から本市の給料表に切替えるに当たって、今回の権限委譲に当たって配慮をさせていただいたことなのですが、まず、教育職員、教員につきましては、基本的には県の給料表を本市の教育職給料表としてそのまま持ってきたという形をとらせていただきました。ですから、基本的に教員の給料月額については、権限委譲前と移譲後では何ら変わりがないという形になってくるような配慮をさせていただきました。

また、学校事務職員につきましては、一部において本市の事務職の業務内容と重なる部

分がありますが、やはり学校の中で唯一の事務職で学校経営に参画をし、チーム学校の一員として学校経営をよりよいものにしてほしいと考えまして、今回、学校事務職という職は残し、新たに学校事務職の給料表を創設をさせていただいたという形になっております。

ただ、市の事務職との均衡を考えまして、学校行政職の給料表を一応、そのまま持ってきたという形をとらせていただいております。

そんな形で、今回の移譲に当たっての給料表の制定とさせていただきました。

大山委員 今の説明で学校事務職、現状は県の給与表に準じて給与が支払われていますが、平成29年4月以降、県費負担から市費負担に移った段階で、給与の内容としては市の職員に準ずる額でということで、その差というのは特にないと理解してよろしいのでしょうか。

二宮教職員課長 給料表の給料月額としては基本的には変わりません。ただ、手当については、基本的な手当は現在の市の職員に支給をしている手当と基本的にあわせるという形をとってまいりますので、手当の部分では若干変わってくるということもありますけれども、基本的には教育職員独自の手当については、県の手当をそのまま基本的に本市でも適用しようと考えておりますので、その分については大きな変化はございません。

大山委員 学校事務職も学校経営に参画するということでその職を残したということですが、その手当については、何か教員との差異というのはありますか。また相模原市の教育事務職にあって、権限が県から移譲して何かメリットとかあるのでしょうか。

二宮教職員課長 学校事務職については、今、国の方が12月に出された答申の中でもチーム学校の方針のもとに、学校経営に参画をするという形で、本市のみならず、国を挙げてその職務内容を見直していこうという動きもあるということで、今回、このような形をとらせていただきました。

学校事務職の手当てについては、基本的には教育職員とは若干違う、教育職独自のもので支給されない部分もございますけれども、基本的には県と同様の手当の項目については、そのまま維持をさせていくという形をとらせていただきます。

永井委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第8号、相模原市学校職員の給与に関する条例についてを原案どおり決するにご異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第 8 号は可決されました。

特定教職員の給料表の切替え等に関する条例について

永井委員長 次に、日程 9、議案第 9 号、特定教職員の給料表の切替え等に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第 9 号、特定教職員の給料表の切替え等に関する条例について、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、市町村立学校職員給与負担法の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されることに伴い、特定教職員の給料表の切替え等について所要の定めをすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 6 号の規定により提案するものでございます。

それでは、第 1 条から順にご説明申し上げます。

第 1 条は、条例の趣旨を定めるものでございます。

第 2 条は、切替え日において、特定教職員に適用する給料表について、神奈川県の給与条例に規定する教育職給料表の適用を受ける者は、本市の学校職員給与条例に規定する教育職給料表を、同様に神奈川県の給与条例に規定する学校栄養食給料表の適用を受ける者は、本市の一般職給与条例に規定する行政職給料表(1)を、神奈川県の給与条例に規定する学校行政職給料表の適用を受ける者は、本市の学校職員給与条例に規定する学校事務職給料表を適用することを定めるものでございます。

第 3 条及び第 4 条は、切替え日における特定教職員の職務の級及び号給について、切替え日の前日におけるその者の職務の級及び号給に応じて、別表第 1 から別表第 5 により切替えることを定めるものでございます。

第 5 条は、特定教職員のうち一部の者については、第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、その者の採用の日一般職給与条例の行政職給料表(1)の適用があったものとして

決定される級及び号給を基礎として、昇格、昇給等を行った場合に受けることとなる級及び号給とするものでございます。

第6条及び第7条は、部内の他の職員との均衡等を考慮し、人事委員会規則に定めるところにより、必要な調整を行うことができることを定めるものでございます。

第8条は、特定教職員が受けていた号給等の基礎について、定めるものでございます。

第9条は、給料の切替えに伴う経過措置として、特定教職員で、その者の受ける給料月額が切替え日の前日において受けていた給料月額に達しない場合は、本条例の施行の日から3年を超えない範囲内で、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること等を定めるものでございます。

第10条は、特定教職員に係る一般職給与条例及び学校職員給与条例の昇給に係る規定については、切替え日の属する年度において、適用しないことを定めるものでございます。

第11条は、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会規則で定めることとするものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行期日を、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日からとするものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員 確認ですが、4ページ目以降にあります切替表の見方についてご説明いただけますか。

二宮教職員課長 この切替表については、現在の号給を一応どこの号給に位置付けるのか、切替えるのかというような見方になっています。

例えば、4ページ目の(1)教育職員給料表の適用を受ける特定教職員の新号給というものを見ていただくと、例えば2級の4号給の方は、切替え後に2級の5号給になりますよという表になっております。これは昇給日が、現在は県費負担教職員は1月1日昇給なのですが、権限移譲後につきましては4月1日昇給ということになりますので、55歳未満の教職員については全て1号給の上乗せをするという形をとらせていただきますので、1号給アップ、上がった形で切替えるというような表になっております。ですから、2級

の4号給の方は2級の5号給のところの給料表を見ると、自分がどこの給料月額になるのかということ把握できるような形になっております。

田中委員 ありがとうございます。

永井委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ほかにありませんので、これより採決を行います。

議案第9号、特定教職員の給料表の切替え等に関する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第9号は可決されました。

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例について

永井委員長 次に、日程10、議案第10号、教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第10号、教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例について、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、本件は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による市町村立学校職員給与負担法の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されることに伴い、教育職員の給与その他の勤務条件についての特例その他必要な事項を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、提案するものでございます。

それでは、第1条から順に、ご説明申し上げます。

第1条は条例の趣旨を、第2条は定義を定めるものでございます。

第3条は、教育職員には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給し、時間外勤務手当等の規定を適用しないこと、及び教職調整額の支給について必要な事項を教育委員会規則で定めることとするものでございます。

第4条は、第1号から第8号に掲げる条例等について、教職調整額を給料とみなして適

用するものと定めるものでございます。

第5条は、教職調整額の支給を受ける教育職員には原則として時間外勤務等を命じないものとし、命ずる場合は、第1号から第4号までに掲げる場合のみと定めるものでございます。

第6条は、この条例の規定に基づく教育委員会規則の制定、改廃には、あらかじめ人事委員会と協議することを定めるものでございます。

第7条は、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定めることとするものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行期日を、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日からとするものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

大山委員 教職員の調整額を給与とする根拠というのは、国の法律でそういったことが定められているのか、あるいは県費の段階で県の条例で定められているのか、その辺の根拠について、ご説明いただきたいと思います。

二宮教職員課長 教職調整額につきましては、国の法律で規定されておりまして、教職調整額を支給するという形で定められているものでございます。基本的に教員の職務というのはなかなか範囲を示すことが難しいということで、教員の自主性、自発性、創造性に基づく職務遂行が求められているということで、時間外勤務手当を支給せず、4%の教職調整額を支給するという形で定められているもので、それに基づいて、現在は県も支給しているところでございます。

永井委員長 それでは、ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 ほかにありませんので、これより採決を行います。

議案第10号、教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第 10 号は可決されました。

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例について

永井委員長 次に、日程 11、議案第 11 号、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第 11 号、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例について、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、本件は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による市町村立学校職員給与負担法の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されることに伴い、関係条例の整備その他所要の改正をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 6 号の規定により、提案するものでございます。

改正の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案資料の 6 枚目、議案第 11 号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1 の改正の内容についてでございますが、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴い、新たに本市の職員の給与、勤務条件、退職手当等について定める条例が適用されることとなる特定教職員に係る規定を整備するものでございます。

(1) の相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正につきましては、アの休職者の給与に係る規定、及びイの給与から控除できる会費等に係る規定の改正をするものでございます。また、ウの経過措置といたしまして、特定教職員について、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間、勤勉手当に係る判定期間及び休職者の給与について、定めるものでございます。

次に、(2) の相模原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、アの職員が退職出向した後、引き続いて再び市の職員となった場合の懲戒処分に係る規定の追加、イの移譲の日前に特定教職員が受けた懲戒処分等に係る減給について、経過措置を定めるものでございます。

次に、(3) の相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部改正につきまして

は、アの常勤代替教諭等の勤務時間等に係る規定の追加、イの特定教職員に係る年次休暇、療養休暇及び介護休暇について、経過措置を定めるものでございます。

次に、(4)の相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正につきましては、アの退職手当の調整額の算定等の基礎となる基礎在職期間に係る規定、及びイの退職手当の算定に係る休職月等の規定を改正するものでございます。ウの一般地方独立行政法人等の退職出向に係る在職期間の計算の特例規定、エの退職出向に係る退職手当の不支給に係る規定、オの給料表の切替えに伴う差額支給を受けた場合における退職手当の算定に係る規定を追加するものでございます。また、カの経過措置といたしまして、特定教職員の職員としての引き続いた在職期間について、神奈川県条例に規定する職員としての引き続いた在職期間等を含むこととするものでございます。

次に、(5)の相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、特定教職員が移譲の前日に開始した育児休業の期間について、経過措置を定めるものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例の施行期日を、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日からとするものでございます。

以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

大山委員 今まで、県費負担教職員の権限移譲に関する条例等について詳しく説明を受けましたけど、平成29年4月以降、相模原市では権限移譲前と比べて、給与自体はそれほど内容は変わらないけれども、何か特色のようなものが今回の改正によってあればご紹介いただければと思います。

二宮教職員課長 ここまでの提案でご説明させていただいたように、また、委員にもご指摘いただいたように、教職員の給料については、大きく変わることはございません。基本的に、現在の給料月額をそのまま維持できるような形をとらせていただくことで進めております。それによって教職員の教育に関するモチベーションが下がらないような形で、十分配慮させていただいたと考えております。また、こうした給与等の義務条件以外に、平成29年4月以降は、教職員定数や学級編制基準を市独自で決めることができますので、

市の実情、子どもたちの状況に合わせた、より特色ある、さがみはら教育を推進できるような形をとってまいりたいと考えております。

田中委員 今ご説明いただいて、一口に給与と言っても、これだけいろんなものを定めていかないとできないのだなということを感じました。これを定めるに当たっては、本当にご尽力いただいたのではないかなと思います。先ほどご説明があったように、さがみはら教育の中で活躍していただける先生方、また学校事務、学校にかかわる皆様、快く働いていただけるようにご配慮いただいているということ、本当に感謝したいと思います。

永井教育長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、他にありませんので、これより採決を行います。

議案第11号、県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第11号は可決されました。

ここで、休憩といたします。4時45分に再開いたします。

(休憩・16:30～16:45)

永井委員長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

相模原市立公民館長の人事について

永井委員長 次に、日程12、議案第12号、相模原市立公民館長の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第12号、相模原市立公民館長の人事につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、社会教育法第28条の規定により、相模原市立公民館長の任期満了に伴う後任館長の任命をいたしたく、提案するものでございます。

現在、31名いらっしゃいます公民館長のうち、平成28年3月31日をもって任期満了となります方々が8名でございます。この方々の後任を任命させていただくものでございます。

今回の任命の内訳でございますが、新任の方が3名、2期目の方が4名、3期目の方が1名となっているものでございます。

委嘱期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

いずれの方々も、社会教育に造詣が深く、公民館運営に熱心に取り組まれている方々でございまして、それぞれの公民館運営協議会からご推薦をいただいたところでございます。

それでは、任命する公民館長について、ご説明申し上げます。

大変恐れ入りますが、1ページおめくりいただきまして、議案第12号参考資料をご覧くださいと存じます。

まずはじめに、大沼公民館館長、山梨薫氏でございますが、再任で2期目でございます。

次に、津久井中央公民館館長、高井登志子氏は、新任でございます。高井氏は、元県立相原高校PTA会長でございまして、現在は津久井地区社会福祉協議会中野支部副支部長をされているところでございます。

次に、青根公民館館長、柳川太造氏は、再任で3期目でございます。

次に、相模湖兼千木良公民館館長、藤井行雄氏は、新任でございます。藤井氏は、相模原市立桂北小学校校長を退職後、現在は相模湖地区公民館運営協議会委員を務められています。

次に、藤野中央公民館館長、武井孝夫氏は、新任でございます。武井氏は、相模原市立内郷中学校教頭を退職後、現在は藤野地区公民館運営協議会委員を務められています。

次に、沢井公民館館長、西村輝巳氏は、再任で2期目でございます。

次に、牧野公民館館長、佐藤至正氏は、再任で2期目でございます。

次に、佐野川公民館館長、杉本孝行氏は、再任で2期目でございます。

以上で、議案第12号、相模原市立公民館長の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員 新しく4月から公民館長になっていただく方の人事でしたが、多分、地元の皆さんから、公民館からのご推薦ということで、人物に関しては間違いのない方たちだと思っております。

ちょっと気になったのは、70代の方も多くいらして、健康上に問題なく、本当にはつ

らつとしてらっしゃるお元気な方なのであると思っておりますが、公民館館長として、年齢的な制限みたいなものはあるのでしょうか。

藤田生涯学習課長 以前は上限等を設けておりましたけれども、個人差があることと、資質ですとか、お元気であればということで、特に設けておりません。

田中委員 一般的なことで申し訳ないのですが、公民館の館長というのは大体どのぐらいの出勤なのでしょう。月どのぐらいという決まりが多分あると思うのです。地域の行事等にたくさん出られているのですけれども、その辺の調整等をどのように皆さんがされているのか、ちょっと教えていただきたいので、お願いします。

藤田生涯学習課長 不定期にお勤めいただくこともございますので、大体は月50時間を目安に勤めていただいております。

大山委員 公民館長の人事とはちょっと離れるのですが、先週の土曜日に公民館の集いというのがあって、参加させていただいたのですが、その中で事例発表された3つの公民館は、すごく活気があるということに非常に驚かされました。以前、視察で幾つかの公民館に行ったことがあるのですが、非常に活動が活発である印象を受けました。

今日挙がっている館長さんは、旧津久井郡地域の公民館長さんが多いですが、公民館の年間の活動報告をまとめた冊子も拝見しましたが、公民館の実際の活動というのはなかなか読み取れないのです。冊子で見ると、この前のような集いで実際に触れるのは随分違うと思うので、もし機会があれば、合併後、何年か経ちまして、旧津久井郡地域の公民館でこういう活動をしていますよ、というところをちょっとお示しいただくといいのかなと思うので、よろしく願いいたします。

永井委員長 それでは、ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、これより採決を行います。

議案第12号、相模原市立公民館長の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第12号は可決されました。

県費負担教職員の管理職への再任用に係る基本方針の改定について

永井委員長 次に、日程13、議案第13号、県費負担教職員の管理職への再任用に係る

基本方針の改定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第13号、県費負担教職員の管理職への再任用に係る基本方針の改定についてをご説明申し上げます。

県費負担教職員の管理職である校長及び教頭を、校長及び教頭の職に再任用するための基本方針を平成25年8月15日に制定し、平成26年4月1日から、その再任用を行っておりました。

本基本方針の中で、平成29年度以降の再任用については見直しを図ることとしておりましたので、このたび、改定をいたしたく、提案するものでございます。

それでは、具体的な内容につきましては、教職員課長からご説明させていただきます。
二宮教職員課長 それでは、県費負担教職員の管理職への再任用に係る基本方針の改定についてをご説明させていただきます。

議案第13号関係資料の新旧対照表をもとに説明させていただきたいと思っております。改定箇所には、下線をつけさせていただいております。

最初に、裏面の現行の第7項、見直しという欄のところをご覧いただけたらと存じます。

平成29年度以降の管理職の再任用については、再任用の実施状況、教職員の年齢別職位構成等の検証を行い、国、他の地方公共団体及び民間企業の動向等を勘案し、改めて再任用の上限年齢を定めるとしておりましたので、このたび、改定をいたしたく、提案するものでございます。

改定案の8項においても、同様に、再任用の実施状況や国等の動向を勘案し、必要な見直しを行うと、規定させていただいております。

それでは、前のページにお戻りください。

まず、1項については、「新たに」を削るものでございます。

次に、2項の(2)でございますが、「前号に準ずる者」を「前号に掲げる者に準ずる者」に改めるもので、これは表現の整理でございます。

次に、6項についてでございますが、現行では、「平成26年度から28年度までの再任用については、任期を61歳まで」としておりましたが、今回の改定については、「65歳まで」再任用できるようにするものでございます。

ただし、7項をご覧ください。これは、経過措置として、雇用と年金の接続の関係で3年に1回、年金の支給開始年齢が引き上げられることに対応させ、管理職として再任用で

きる期間を引き上げていくものでございます。平成38年度以降は経過措置が終了し、65歳まで再任用が可能という形になってまいります。

次に、現行の8項については、表現の整理でございます。

以上が、改定内容でございます。前のページの別紙につきましては、改定後の基本方針でございます。

以上、議案第13号、県費負担教職員の管理職への再任用に係る基本方針の改定について、ご説明させていただきました。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員 7項のところの表に関してなのですけど。すみません。もう1度、説明していただきたいのですが。

6項で65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とするとなっていながら、次の表に前項の65年とあるのは、というところで、これは65年のところを、次の表のように何年から何年まではこれと置き替えるという解釈でよろしいのでしょうか。

二宮教職員課長 今回の改定では、65歳に達する日のところまで再任用を認めるとさせていただいたのですが、その経過措置として3年に1歳ずつ、段階的にその年齢を引き上げていくという形をとらせていただきました。3年に1回というのは、いわゆる雇用と年金の接続の年齢が、現在は61歳なのですけれども、平成29年度から62歳という形になります。3年間で1歳ずつ、年金支給年齢が引き上げられていきますので、その段階に合わせて再任用の年齢を1歳ずつ引き上げていく。最終的には、平成38年以降は第6項に示させていただいたような65歳になるという形で、進めさせていただきたいと考えております。

田中委員 わかりました。3年に1回、これを見直すのではなくて、このとおり、平成38年3月31日まではやるということで、それ以降は、これをとりますよという形になってくるということでしょうか。

二宮教職員課長 今、委員ご指摘のとおり、基本的には現在の段階で、これについてはこのような形で示させていただいて、3年に1回ごとに改定しないという形で進めさせていただきたいと思います。ただし、8項のところを書いてございますように、今後の国の、あるいは他の地方公共団体の状況等を見ながら、必要に応じて、改正については検討して

まいりたいと考えております。

永井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ほかにございませんので、これより採決を行います。

議案第13号、県費負担教職員の管理職への再任用に係る基本方針の改定についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第13号は可決されました。

相模原市文化財の指定及び登録の解除に係る諮問について

永井委員長 次に、日程14、議案第14号、相模原市文化財の指定及び登録の解除に係る諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第14号、相模原市文化財の指定及び登録の解除に係る諮問について、ご説明を申し上げます。

本件は、平成28年4月1日付で、新たに指定文化財として4件を指定し、また、平成28年3月31日付で1件の登録の解除をいたしたく、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例第31条の規定に基づきまして、相模原市文化財保護審議会に諮問いたすものでございます。

今回の文化財の指定4件につきましては、あらかじめ、市文化財保護審議会が現地調査を行っているところでございまして、その文化財的価値について、確認しているところでございます。また、登録の解除1件につきましても、同審議会の専門分野委員から意見を伺っているところでございます。

次に、議案第14号の裏面をご覧いただきたいと思っております。

新規に指定文化財となる文化財、及び登録の解除となる文化財の一覧を記しておりますので、内容について、ご説明させていただきます。

まず、新たに指定する文化財4件でございますが、1件目が亀ヶ池八幡宮旧本殿附文禄五年棟札1枚でございます。種別は有形文化財の建造物でございます。現存する一間社流造の旧本殿は、市内で最も古く、県内にも数少ない貴重な建造物となっているところでございます。

次に、2件目が田名塩田遺跡群出土のクルミ形土器でございます、種別は有形文化財の考古資料でございます。縄文時代におけます植物利用を背景に、植物食料を創作動機とした縄文人の造形行為を顕著に示す、貴重な考古資料となっているものでございます。

次に、3件目が勝坂遺跡D区出土のママ圧痕土器でございます、種別は有形文化財の考古資料でございます。こちらにつきましても縄文時代における植物利用を示すもので、ママなどの跡である圧痕が70カ所も確認されるなど、縄文時代の人々とママとの多面的な関係が示唆される、貴重な考古資料となっております。

次に、4件目が田名半在家遺跡G地点出土の龍文鏡でございます、種別は有形文化財の考古資料でございます。唐から伝来した唐鏡となる龍文鏡は、全国的に稀有な出土例でございます。古代相模国の歴史を語る上で、また古鏡研究を進める上で、極めて価値の高い考古資料となっているものでございます。

次に、登録の解除1件でございます。善勝寺のコウヤマキでございます、種別は天然記念物でございます。

善勝寺のコウヤマキは、江戸時代の天保年間に編さんされた新編相模国風土記稿に記述のある古木でございます、地域の自然を理解する上で大変貴重な天然記念物でしたが、コウヤマキの枯死が確認され、所有者の方から、文化財の滅失、き損届出書が提出されたことから、登録を解除するものでございます。

次に、別添議案第14号関係資料の17ページ、最後のページになりますが、ご覧いただきたいと存じます。

平成27年11月17日現在の、市内文化財の指定登録件数の状況でございます。

現在までの市の指定件数は、最下段にございます55件、登録の件数は81件でございます。今回の指定4件と登録の解除1件によりまして、指定件数は59件、登録件数は80件となるものでございます。県指定及び国の指定・登録を含めまして、現在の総計173件が、176件となるものでございます。

なお、それぞれの文化財の詳細につきましては、この後、文化財保護課の方からご説明させていただきます。

以上で、議案第14号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

土井文化財保護課総括副主幹 それでは、議案第14号関係資料をご覧ください。

まず、1ページでございます。

指定 1、亀ヶ池八幡宮旧本殿附文禄五年棟札 1 枚です。

亀ヶ池八幡宮につきましては、平成 26 年 8 月に社殿の建て替えがございました。それ以前には、旧社殿の一番奥に、今回指定を考えております本殿がございました。旧本殿につきましては相模原市立博物館の方で所管しております相模原市史文化遺産編の編さんに伴う社寺調査におきまして、平成 24 年 10 月に旧社殿の調査が行われております。その際に、亀ヶ池八幡宮に現存している棟札も調査の対象になりました。棟札については、神奈川県との協力を得て、赤外線写真撮影を行いまして、年代等の確認をしたところでございます。

概略をご説明いたします。

1 ページ目の文化財の内容の前半の部分に、 から まで、旧本殿の特徴を示してございます。そこに書いてある内容につきましては、3 ページの上側、4 枚の写真、特徴がわかる所を写真でお示ししてございますので、詳細については省略させていただきます。

続きまして、附で指定を考えております棟札につきましては、同じく 3 ページの下の写真、並びに 4 ページの解説の写真のところでございます。

旧本殿の建築様式は、非常に簡素な作りでございます。年代が古いということで、その年代がどの辺に確定できるのかという調査が行われた結果、残っている文禄 5 年の棟札の時期と建築の様式がほぼ合致するだろうという見解が持たれました。文禄 5 年の棟札の赤外線写真解析によりまして、4 ページの右側に年代が読めます。ときに文禄 5 年 2 月 25 日、それから真ん中と左側に関しては、旧本殿を造営した大工の名前を読み取ることができました。

先ほどの説明で、市内最古の一間社流造の社殿ということと、桁行が 7 尺、2.1 メートルを持つ規模の一間社流造の例は県内でも本当に数える程度のもとなっております、そういった希少性と、それから平成 26 年 8 月の社殿改築によって古い本殿が曳家されて、現在の社殿の向かって左側に鎮座し直しているということで、普通では見られない社殿が、現在では市民も、いつでも、参拝すれば見られるという状況になっております。こういった関係で指定を考えたものでございます。

続きまして、考古資料の説明に入ります。

中川文化財保護課主任 続きまして、考古資料、指定 2、田名塩田遺跡群出土のクルミ形土器について、ご説明いたします。

資料の 6 ページをご覧ください。

上段に、クルミ形土器の写真を掲示させていただいております。こちらは田名塩田遺跡群、八瀬川流域沿いの遺跡でして、土地区画整理事業に伴い、発掘調査されて出土した、縄文時代、約5,500年前の縄文土器になります。写真の土器のとおり、クルミのかたい殻を縦に割った状態を模した形で作られたもので、縄文時代の人々のクルミとの関係を強く感じ取れる土器となっております。こちらの資料は神奈川県内でも類例がなく、非常に貴重な土器となっております。

続きまして、指定3、勝坂遺跡D区出土のママ圧痕土器について、ご説明いたします。資料の9ページをご覧ください。

上段に、勝坂遺跡D区出土の土器を掲載させていただいております。土器の表面に小さい穴のようなものがたくさんついているのがおわかりになるかと思えます。

次の10ページに、そちらのアップの写真を掲載しております。土器の外側、内側ともに、こうした穴がたくさん見つかりまして、全部で70カ所ほど確認されております。

この小さい穴にシリコンを流し込みまして、圧痕の型のレプリカをとっております。そのレプリカを顕微鏡観察したものが下の写真になります。植物学の先生に植物種子を調べていただいたところ、これがママ類、ツルママということが判明しております。全部で50カ所ほどのママ類の圧痕が確認されまして、1つの土器にこれだけの植物種子がついている例というのは神奈川県内でも見つかりませんので、非常に貴重な資料となっております。縄文時代の人々とママとの関係性を知る、貴重な資料となっております。

続きまして、指定4、田名半在家遺跡G地点出土の龍文鏡になります。

こちらは、時代が少し新しくなりまして、鏡自体は奈良時代になります。遺跡は田名の半在家で調査された遺跡でして、実際には平安時代、10世紀の初頭ぐらいの住居の中から出土したことになります。

資料の12ページ目、13ページ目をご覧ください。

龍文鏡の鏡の形式としましては、雲龍文八花鏡というものになります。これは8つの花弁がついたような外側の形になっておりまして、こうした名称になっております。

資料の13ページ目の上段に、参考イメージとしまして、類似する龍文鏡に、今回の田名半在家遺跡で発見された鏡、かけらになっているのですけれども、それを重ね合わせたものになります。実際に龍の尾の部分、それと霊芝雲と呼んでいる文様装飾等が確認できるかと思えます。

こちらの資料も非常に貴重性の高い資料でして、全国的にも稀有な例となっております。土井文化財保護課総括副主幹 続きまして、登録の解除に関してのご説明でございます。

資料の15ページ、16ページをご覧ください。

善勝寺のコウヤマキ、市の登録天然記念物の解除に伴う諮問になります。

善勝寺のコウヤマキにつきましては、合併前の相模湖町の指定文化財でございました。町の指定文化財が、合併によりまして平成19年4月1日付で相模原市の登録天然記念物となったものでございます。

善勝寺のコウヤマキにつきましては、登録した当初から木の勢い、樹勢があまり芳しくなかったことが指摘されております。さらに、平成26年2月の大雪被害がございました。木の頂上部にありました枝が雪害によって折れて、落下してございます。

その後、樹勢が回復するかどうか、昨年7月に文化財保護審議会の植物分野の専門委員による観察を実施いたしました。やはり観察によっても、木の生長を促す形成層というものがあるのですけれども、形成層がもう死んでいるということ。それから、休眠状態になっている芽を潜伏芽と呼ぶのですけれども、潜伏芽から新しい目が出るということも全く見受けられないということ。それから、写真にもございますとおり、幹が乾燥して割れてしまっているということ。それから、虫による食害がどんどん進んでいることも確認されております。

昨年7月の観察以後、約半年間、状況を観察したのですが、好転する気配が全く見受けられないということで、所有者の方から滅失、き損等届出書が出されたものでございます。

これに伴い、今後の木の生長が全く見込めないということで、登録解除を諮問するものでございます。

以上でございます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

亀ヶ池八幡宮の旧本殿は大変立派なものだと、写真等から見受けられますが、先ほどの説明の中で、現在は自由に参拝できるとお聞きしました。保存状態というのでしょうか、囲いがあるとか、屋根がこのようにあるとかというのはちょっとわからないのですが、今どんな状況でしょうか。

土井文化財保護課総括副主幹 屋外に出された旧本殿につきましては、現在は亀ヶ池八幡宮の稲荷社、並びに若宮社ということで、新しい参拝の対象になってございます。一昨日、

現況を確認したところ、新しく移築された旧本殿の周りに参道のようなものが整備されており、

移築に伴いまして、説明にも書いてありますとおり、柿葺から銅板葺にかわって、社殿の彩色、色塗りですが、耐光性、耐久性を考えて、新しい化学塗料で塗り替えがされております。周辺の状況につきましては、きれいに整備されているところでございます。

小俣文化財保護課長 少し補足をさせていただきます。

資料の2ページをご覧ください。上の写真が現状でございます。今は外に出ておりまして、この姿が見えるという状況になっておりますので、ご承知おきください。

大山委員 登録解除の樹木なのですが、旧相模湖町で指定されたものが、平成19年4月に相模原市の登録文化財になったということですが、もともと樹勢が衰えていたことが登録直後から指摘されていた点で、当時の判断がどうであったかということと、もう1つは、指定した後の保存がどうであったかについて、お聞かせいただきたいと思います。

小俣文化財保護課長 16ページの写真を見ていただきたいと思います。

登録当初ですが、16ページ下の写真の上の方を見ますと、右に枝が出ておりますが、その上に緑の葉がついて、生きている状況でございました。そのときは、樹勢は非常に弱い状態でしたが、登録になったものでございます。その後、所有者の方によく管理してもらったのですが、先ほど説明しましたとおり、大雪の影響で芽が落ちてしまいまして、復活を願っていたのですが、ならなかったという状況でございます。

田中委員 コウヤマキの登録解除についてですが、現況は柵で囲ってありますが、こういうものが今後どうなっていくのかということと、勝坂遺跡D区出土のママ圧痕土器ですが、こちらは、特に最近出土したわけではなくて、以前から出土していて市の博物館が所有していたものだと思うのですが、ここに来て、何故、指定を受けることになったか、その経緯を教えてください。

小俣文化財保護課長 まず、コウヤマキの関係でございますが、所有者の方に囲いをしていただきましたが、倒木の可能性がございますので、所有者の方は多分これを切られると思われる。

D地区出土の圧痕土器でございますが、これにつきましては、最近、山梨県を中心にママ痕の調査が始まりまして、昨年度、私どもの土器も含めて、調査報告書が発行されました。それに伴いまして、新しく縄文時代の植物利用の考え方、新しい見地が出てきたということから、今回、圧痕土器とクルミ形土器を登録させてもらったというところでござい

ます。

永井委員長 自由に参拝できるというのはとても素晴らしいことなのですが、これだけ価値のある立派なものが、例えばよく報道で聞くのは不審火でとか、そういうことがあります。そういう対策は何かしているのでしょうか。これに限らずですが、その辺をお聞かせください。

小俣文化財保護課長 私どもは神社等を登録させていただいた後、消火器を提供して置かせてもらったり、その点検を順次やらせてもらって、防火に努めていただいているところでございます。

これにつきましても、今後、亀ヶ池八幡宮とよく相談しながら、今の委員長ご指摘の防火対策にしっかり努めていきたいと思っております。

永井委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、これより採決を行います。

議案第14号、相模原市文化財の指定及び登録の解除に係る諮問についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第14号は可決されました。

教職員研修平成27年度実施状況及び平成28年度実施計画について

永井委員長 それではここで、事務局から報告事項があるようです。

報告事項1について、総合学習センターからお願いいたします。

齋藤総合学習センター所長 それでは、教職員研修平成27年度実施状況及び平成28年度実施計画について、ご説明申し上げます。

まず、平成27年度の教職員研修についてでございます。

資料1をご覧くださいと存じます。平成27年度の教職員研修の実施状況について、まとめたものでございます。

3につきましては、平成27年度の講座数と受講者数をまとめたものでございます。平成26年度につきましては、239講座、11,156人となっており、平成27年度の数値につきましては、12月末現在で188講座、7,290人となっております。

4の研修効果につきましても、同様となっております。

(1) 受講者の評価につきましては、4点満点でまとめたもので、平成26年度、平成27年度とも、概ね良好な結果となっております。

(2) につきましては、研修講座担当指導主事による評価をまとめたもので、一部研修内容を改善する必要があるという研修講座もございました。

なお、平成26年度につきましては、さらなる充実、一部改善の分岐点につきまして3.3点に定めておりましたけれども、平成27年度につきましては3.5点といたしました。これにつきましては、研修講座をより厳しい基準で振り返ることで、次年度の研修をよりよいものにしようとしたためでございます。

5の平成27年度教職員研修の成果と課題につきましては、成果といたしまして、意欲を高めることができた、授業力等の向上に有効であった、資質の向上を図れた等がございました。課題といたしましては、学校への連絡の不十分さや、研修講座の見直し等がございました。

次に、資料2をご覧くださいと存じます。教職員研修実施状況及び受講者効果測定結果について、12月末現在でまとめたものでございます。

研修講座の終わりに記入された、振り返り用紙の評価をまとめたものでございます。

資料の上段にねらい1、ねらい2、ねらい3と記載しておりますけれども、これにつきましては各研修講座にそれぞれ設定された、ねらいの達成状況を4点満点でまとめたもので、ほぼ3点台後半の高評価をいただいております。

また、A、B、C判定につきましても、下段にまとめておりますけれども、ほぼ全ての研修講座においてA判定となっている状況でございます。

次に、資料3をご覧くださいと存じます。

平成27年度教職員研修の重点及び成果と課題をまとめたものでございます。各研修講座の担当指導主事が研修講座を振り返り、成果と課題をまとめたものでございます。

成果といたしましては、先生方の資質向上に効果的な研修講座であった、協議や演習の時間を多く取り入れたもので、実践に役立つ研修講座となった等がございました。

課題といたしましては、研修参加への負担軽減を検討する必要がある、研修内容の精選をし、より充実する必要がある等がございました。

次に、資料4をご覧くださいと存じます。

平成27年度教職員研修アンケートをまとめたものでございます。各小・中学校の校長先生方に依頼し、eネットSAGAMIのアンケート機能を活用して実施したものでござ

います。アンケート項目は大きく分けて5つとなっております。それぞれ3段階評価とし、全ての項目において、およそ9割以上、この方法でよいとの評価をいただきました。

なお、記述式の回答につきましては、資料5にまとめてございます。ご覧いただきたいと存じます。

以上、平成27年度教職員研修の実施状況について、ご説明申し上げます。

引き続き、平成28年度教職員研修計画についてでございます。

平成27年度の研修の実施状況及び成果と課題、特に各小・中学校の校長先生からいただいたご意見をもとに、研修講座について見直しをいたしました。総合学習センターにおいて実施する研修講座を精選することで、指導主事が学校へ赴く時間を生み出し、学校の様子に応じた訪問支援をする研修を充実してまいりたいと考えました。

それでは、資料6をご覧いただきたいと存じます。

平成28年度教職員研修の重点でございます。最重点目標を授業力向上といたしまして、人権、児童・生徒理解、支援教育、教育の情報化を重点目標といたしました。それぞれの目標を達成するため、様々な研修講座を実施してまいりたいと考えております。

次に、資料7をご覧いただきたいと存じます。

平成28年度の基本研修体系についてでございます。初任者研修、2年、3年、5年次研修、10年経験者研修において、実施する研修講座を一覧表にまとめたものでございます。それぞれテーマを設け、テーマに即した内容を設定いたしました。特に、備考にまとめました公開事業につきましては、本市教育委員会の研修の特色の1つであり、基本研修の授業を1人ずつ、指導主事や教育指導員が参加し、協議してまいります。

次に、資料8をご覧いただきたいと存じます。

平成28年度の研修体系についてでございます。Aのライフステージ研修におきましては、(5)学校運営推進者研修講座の充実を図りました。ミドルリーダーの先生方が、学校を運営するための組織な取り組みや人材育成について学ぶことで、資質能力の向上を図ってまいります。

(7)臨時的任用職員研修講座につきましては、新任の臨時的任用職員の授業を年間2回、教育指導員が参観するように計画いたしました。

次に、Bの専門研修につきましては、(1)授業力向上研修について、確かな学力向上研修講座、確かな学力をはぐくむ授業づくり研修講座、10年経験者教諭による公開授業研修講座、新しい課題対応型公開授業研修講座を新設いたしました。全国学力・

学習状況調査に対応できるよう、先生方の授業力向上を目指してまいります。

(2) 支援教育研修につきましては、特別支援教育担当者に向けた研修講座を新設いたしました。

Cの学校への訪問研修につきましては、学校の要望により、学校を会場としてお借りし、研修を実施するものでございます。学校の要請に応じた指導主事の訪問につきましては、学校のニーズに沿った支援を行ってまいります。多くの教職員を数多くの研修に参加させるのは、学校運営上、難しいという課題の解決にもつながると考えております。

以上、教職員研修について、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

永井委員長 説明が終わりました。お聞きしたいこと等がありましたら、お願いします。

田中委員 今年度に引き続き、来年度も充実した研修を計画していただきまして、ありがとうございます。来年度に向けて、今年度の反省が生かされているところだと思っておりますが、1つは、10年経験者研修講座まではあるのですが、それ以上の経験年数の先生方に関しての研修体制というのはあるのでしょうか。

あと、実際に先生方のアンケートを見ると、大変よかった、授業力向上などにとっても役立つということが書いてあるのですが、現場の先生方の授業に対する自信みたいなのは、実際どうなのでしょう。そういうところの感想というか、そういうところは拾っていただいているのかどうか、教えていただけたらと思います。

齋藤総合学習センター所長 1点目につきましては、やはりミドルリーダーの育成等というのは大変重要であると考えております。来年度につきましては、学校運営推進者講座のところで総括教諭等の研修を行ってまいりたいと考えております。

先生方の授業に対するところなのですけれども、学校関係におきましては、個別に支援を必要とするお子さんもたくさんいるということで、日々、先生方にご努力いただいているところなのですが、悩まれているところもやはりあると認識しております。学校ごとの状況に応じた研修が実施できるように、総合学習センターで行う研修等を精選させていただき、学校のニーズに合わせたところに対応してまいりたい、来年度も取り組んでいきたいと考えております。

田中委員 ぜひ先生方の力添えになるような研修内容にしていきたいと思っております。研修するということは、その時間、学校をあけてきたり、あとは休みのときに来ていただくことになると思うのです。時間を使うものなので大変だと思うのですが、学校に持って帰っていただけるものがたくさんあって、糧になるような内容にさせていただけたらと思いま

す。もう十分やっていただいているとは思いますが、心軽やかに帰れるような研修にしていただけなら、大変ありがたいのではないかと思います。よろしく願いいたします。

大山委員 平成28年度の研修体系のところでは特別研修というのがあって、派遣に関しては、多分、教育委員会の決定ということですけど、どういう理由で派遣を要請するのかということと、研修してきた後のフィードバックの方法について、お伺いしたいのですが。

齋藤総合学習センター所長 特別研修でございますけれども、様々な現在の教育課題等についての対応というところがございます。あと、大学等で1年間かけて学んでいただいたものを相模原市に還元していただくということで、還元の仕方については研究発表大会ですとか、様々な研修等にも講師として派遣させていただくような形で、学んでいただいたものを市の方に還元していただくような形で取り組ませていただいているところでございます。

永井委員長 受講者評価の点が、4点満点で3点後半で、とてもすばらしいなと思います。

それから、平成28年の研修体系に関して、これは平成28年に限ったことではないのですが、私はとてもベーシックに物事を考えるのですが、学校でやる教育課程というのは教科、道徳、特活、それに総合的な学習の時間があったり、それから小学校だと外国語にかかわるのがあったりというので、教科、道徳、特活で、道徳はあるのですが、特活の部分がやっぱり、今年に限ったことではないのですが、私はずっと教師をやってきて、少なくなってしまったのではないかなと思っています。もっと端的に言うと、学級経営というか、クラスづくりというか、あるいは集団づくりでもいいのですが、恐らく想像ですが、初任研あたりでは扱うのではないかなと思っていますが、その後、専門研修というと授業力向上の中で、今の学級づくりみたいなものはどこかでかかわりはあるのでしょうか。文字としては出てこないですね。あと、(4)の教育課程研修で児童生徒指導研修あたりでかかわってくるのかなと思っていますが。

いずれにしても、学級経営は結構、私は基本だと思っています。その辺のところを視点として持ち続けるのも必要ではないかなと思っています。平成28年に何とかという意味ではありませんが、そんなことを思っているのをお伝えしたいなと思いました。

ほかはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査ホームページ掲載について

永井委員長 それでは、報告事項2について、学校教育課からお願いします。

土肥学校教育部長 平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について、本市ホームページに掲載する内容について、ご報告申し上げます。

本調査は小学校第5学年、中学校第2学年を対象として、平成25年度から悉皆調査として行われております。スポーツ庁から12月末に報告を受け、データ分析を行い、別添のとおりまとめ、昨年度同様、ホームページに掲載するものでございます。この分析結果を、学校だけでなく家庭や地域にも情報発信することで、情報を共有し、体力向上に関する意識を高め、課題改善を図ってまいりたいと考えております。

なお、各校には1月に学校ごとの結果が送付されており、本市の結果概要については各校長や各校の健康教育担当者に説明を行っております。

詳細につきましては、学校教育課長から、ご報告申し上げます。

江戸谷学校教育課長 それでは、ご説明させていただきます。

最初に、お手元の資料の紙面構成について説明させていただきます。その後、1ページずつ内容説明をさせていただきます。

1枚目は、本市の特徴的な結果について示しますとともに、今後推進していくことや大切にしてほしいことについて示しまして、本分析結果の内容に興味を持てるようにしてございます。

裏面は、本調査に関する概要について、実施日、目的、それから調査事項について、掲載させていただいております。

次に、分析結果の本編、全12ページでございますが、まず1ページ目、実技に関する調査の概要として、本調査から分析された小学校並びに中学校の状況について、示しております。

2ページ目は、実技に関する調査の成果と課題について、成果のあった2種目と、重点課題の2種目について、取り上げてございます。

3ページ目は、児童生徒質問紙調査概要について、児童・生徒が質問紙について答えた状況を、全国との比較で示しております。

4ページ目は、平成26年度調査との比較として、昨年度からの本調査結果の経年変化について、特筆すべきものを示してございます。

5ページ目は、体力向上に向けてと題しまして、主に教育委員会として今後取り組むべき内容を示しております。

6 ページ目は、家庭・地域にお願いしたいこととして、生涯体育の重要性から、学校以外の場でも取り組んでいただきたいことについて、地域、家庭にお願いしてございます。

7 ページ目は、体力向上に向けた学校の取り組みといたしまして、児童・生徒の質問紙から推測される体力づくりのヒントと、小・中学校全体でそれぞれ取り組んでいることを示しました。

最後に、8 ページ以降でございますが、市内各校で取り組まれている実践事例と参考資料について、掲載しております。

それでは、分析結果本編、1 ページ目から、順を追ってご説明させていただきます。

1 ページでございます。

実技に関する調査の概要について、示しております。上段に、新体力テストの種目と体力合計点の算出方法について、示してございます。中段は、全国の状況について、それぞれの種目と体力合計点の全国平均値を数値で示してございます。下段は、9 種目の調査方法と、全国と比較した相模原市の状況を、数値は用いずに、その結果を示してございます。

特に、サイドステップを20秒間で何回できるかを計測する反復横跳び、30秒間で腹筋が何回できるかを計測する上体起こしの2種目につきまして、重点課題として星印をつけております。

2 ページでございます。

実技に関する調査の成果と課題について、平成26年度の課題であった20メートルの間を何回折り返して走れるかを計測する20メートルシャトルランの記録が上昇したことや、中学校のハンドボール投げがよい結果であったことを成果として、重点課題である反復横跳びと上体起こしについて、それぞれの解決方法も含めて、詳しく説明してございます。

3 ページでございます。

児童・生徒質問紙調査の概要について、2 段目でございますように、質問紙の中から、主な項目における相模原市の状況を全国と比較して、○、△等の記号を用いまして、示してございます。3 段目には相模原市の児童・生徒の運動時間の状況について、1 週間の総運動時間が60分未満の児童・生徒は小・中男子とも減少したことについて、記しております。なお、あわせて、下段にありますように、オリンピック・パラリンピックについての関心の度合い等につきまして、全国との比較を○、△という記号を用いて示し、平成26年度より上昇した項目は矢印で示してございます。

4 ページでございます。

平成 26 年度調査との比較として、昨年度調査結果から見られる本年度の成果や課題について、示しております。上段、実技に関する調査につきましては、調査対象ごと、昨年度より数値が上昇した種目を丸印で示し、あわせて体力調査にかかわる A から E までの総合判定の推移について、体力が向上傾向にあることを示しております。

また、2 段目の児童・生徒質問紙調査についての欄でございますが、平成 26 年度の調査を受けて課題として示しておりました、保健体育の授業において目標が示されているかという質問項目で、そう思うと答えた割合が小・中学校とも上昇し、課題が改善しつつあることや、授業づくりにおいて大切にしてほしい項目を示しております。

さらに、教師が回答いたしました学校質問紙調査や、体格と肥満度に関する調査、実技に関する調査の全学年実施状況率について、示しております。

5 ページでございます。

体力向上に向けてと題しまして、上段に体力合計点と児童・生徒質問紙の内容について、その相関関係を示しております。授業で話し合う活動を行っている、助け合う活動を行っている、目標が示されている、振り返る活動をしているといった児童・生徒ほど、体力合計点が高い傾向にあることがうかがえます。

なお、中段以降は、本市教育委員会の取り組みとして、体力向上にかかわる実践事例の紹介から、体力テストに向けた学校の取り組みへの支援まで、5 点を挙げるとともに、下段、今後の推進していくこととして、新体力テストの全学年実施の推奨等 3 点を挙げ、改善を図ってまいりたいと考えております。

6 ページでございます。

家庭・地域にお願いしたこととして、児童生徒質問紙の調査結果から、家の人とスポーツを見る頻度、運動する頻度、寝る時間、ゲームする時間等につきまして、体力合計点との相関を示しまして、運動の推奨についてお願いするとともに、下段に示しましたように、ラジオ体操も含めて、運動に親しむことが生活の一部となるような取り組みについて、地域に向けて協力をお願いしております。

7 ページでございます。

体力向上に向けたヒントといたしまして、できなかったことができるようになったきっかけについて、上位 4 項目を示しております。また、学校が努力していることを広く市民の方々にも知っていただく意味でも、小学校で長年行っております連合運動会、また中

学校において、8年ぶりに相模原会場を中心に行われました県の総合体育大会につきまして取り上げ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けてという項目で示してございます。

8ページ以降は、体力向上に向けたヒントとして、各校の実践事例を示してございます。

8ページは、体力合計点と睡眠の関連を示し、健康教育に取り組んでいる、光が丘小学校の実践事例を示してございます。

9ページは、体力の研究校である川尻小学校と谷口小学校の実践、星が丘小学校で行われた研究授業について、紹介してございます。

10ページは、地域と連携したすぐれた実践事例として、大野北スポーツフェスティバルの様子を紹介し、今後このような事例が増えていくよう、大きく取り上げさせていただいております。

また、新体力テストを合同で行った淵野辺小学校と大野北小学校の様子を、記事にいたしてございます。

11ページは、県体力づくり推進員の所属校であります夢の丘小学校と谷口中学校の事例と、体力低下を感じて改善に取り組んだ4つの小学校、上から陽光台小学校、相原小学校、双葉小学校、藤野小学校の事例を掲載いたしまして、学校が取り組んでいる内容について広く市民の方にも知っていただくことで、体力向上について周知してまいりたいと考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

永井委員長 説明が終わりました。質疑等がございましたら、お願いします。

田中委員 丁寧にまとめていただきまして、ありがとうございます。まとめるだけでなく、分析していただき、一般の保護者の皆さんにわかるようにしていただいたのではないかなと思っております。全国平均と比べるとそんなによくないのかもしれませんが、前年度と比較して向上しているのが見えてきたところが、学校現場ですとか、先生方にご尽力いただいている成果ではないかと思えます。

また、やり方を知るところでは、全校でかかわるという方針が功を奏しているのではないかなと思いました。子どもたちがこれをやって何になるのか、というのではなくて、やっぱり体力、運動能力は、これから社会に出ていくためにも必要なものですし、それが生活習慣等に関連しているところもすぐわかりやすいですし、これをホームページに載せていただくとともに、学校で、ぜひ保護者の方に見てくださいという周知をお願いしたい

と思いましたが、よろしくお願いいたします。

永井委員長 それでは、この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

定期監査の結果報告について

永井委員長 次に、報告事項3について、教育総務室からお願いします。

鈴木教育総務室長 定期監査の結果について、報告させていただきます。

右肩に資料と記載されました、1月28日付の、4人の監査委員から委員長宛てに提出されました結果通知をご覧いただきたいと存じます。

裏面をご覧いただきたいと思います。

まず、1にございますとおり、監査の期日ですが、監査が行われましたのは平成28年1月27日でございます。

監査の対象及び方法につきましては、教育局の教育総務室、総合学習センター及び教育環境部ということで、学務課、学校保健課、学校施設課におきまして、原則、平成27年度の財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施されたところでございます。

(1)教育総務室でございますが、各事業の報酬の支出、旅費の支出、委託料の支出に関する事務、(2)総合学習センターにつきましては、使用料の徴収、現金の管理、委託料の支出、使用料及び賃借料の支出に関する事務、(3)学務課につきましては、奨学金貸付金元金等の徴収、委託料の支出、扶助費の支出に関する事務、(4)学校保健課につきましては、各事業の委託料、工事請負費の支出に関する事務、(5)学校施設課につきましては、学校保健課と同様、委託料と工事請負費の支出に関する事務について、実施されたところでございます。

3、監査の結果、(1)指摘事項でございます。

教育総務室の各事業の旅費の支出に関する事務を調査したところ、平成27年8月分の旅費の支給において、本来支給すべき対象者とは異なる者へ支給した事例が見られた。

旅費に関する事務については、これまでの定期監査において不適切な事務処理が散見されたことから、市においては昨年6月に不祥事の防止に向けた緊急事務点検が全庁的に実施され、適正な事務執行に向けた取り組みが求められたところである。しかしながら、今回の定期監査において、本来教育委員会における旅費の支給事務を指導すべき教育総務室

が、公金を支出する際の対象者や金額の確認という基本的な事項を怠ったことにより、不適切な旅費の支出を行ったことは遺憾と言わざるを得ない。

教育総務室は、不適切な事務処理をしたことを深く反省し、責任の所在を明らかにするとともに、改めて教育委員会における旅費支給事務の指導的立場にあることを自覚し、旅費の支給事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者は公金を適正に支出することの重要性を再認識し、再発防止に向け事務処理体制を見直すなど、適正に事務を執行されたいということでございます。

次に、学校保健課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

(ア)にございます、相模原市立中学校給食調理業務委託(Aブロック)の契約書約款において、「相模原市暴力団排除条例の施行に係る契約事務における運用について」に基づき規定することとされ、さらに「入札・契約事務の適正な執行の徹底について」で契約を締結する場合には記載漏れがないよう通知されている、相模原市暴力団排除条例に係る事項が規定されていなかった。

また、仕様書でランチボックス等の食器具及び調理用具について、年3回、大腸菌群及び一般細菌並びにでんぷん性残留物及び脂肪性残留物の検査を外部の検査専門機関により実施し、検査結果を速やかに市へ提出することを定めているが、当該検査結果が提出されたことが確認できなかった。

(イ)児童生徒尿検査委託ほか2件の契約書約款において、関係する市条例から引用した条項の誤りが見られた。

委託に関する契約事務については、平成25年3月に実施した前回の定期監査において、契約書約款の引用条項の誤り等の不適切な事例が見られたことから、適正な契約事務の執行に努めるよう口頭により注意している。これに対し、再発防止に向け、適正な事務執行に努める旨の報告を得ていたことから、学校保健課における契約事務については改善されたものと考えていた。その後、契約事務にかかわる監査の結果、不適切な事務処理が全庁的に散見されたことから、市においてはこの注意喚起が再三再四行われており、昨年6月には不祥事の防止に向けた緊急事務点検が全庁的に実施されている。しかしながら、監査の結果を真摯に受け止めることなく、また、必要な事務の点検を怠ったことにより、今回の定期監査においても、依然として契約事務の不適切な事例が見られたことは大変遺憾である。

相模原市立中学校給食調理業務委託（Aブロック）の契約に暴力団等排除に関する規定がなかったことは、税金が暴力団の資金源となることを防止するため、市の契約を伴う事業から暴力団員等を排除することを目的とした暴力団排除条例の規定の趣旨に反するものである。また、児童生徒尿検査委託契約において、前回の定期監査と全く同じ誤りが見られたことは、監査実施後に学校保健課から提出されていた「口頭注意事項の検討状況報告書」の内容に疑念が生じる結果となり、このことは監査委員監査を軽視していると言わざるを得ないものである。

前回の定期監査と同様の不適切な事務処理が依然として行われていたことは、職員の職責に対する認識が欠如していることによるものであることを深く反省し、責任の所在を明らかにするとともに、今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を深く認識し、不適切な事務執行が二度と行われることがないように原因の究明や検証を踏まえて再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

（２）教育局教育総務室、総合学習センター及び教育環境部におけるその他の財務に関する事務の執行は、概ね良好と認められた。

４、監査委員の意見でございます。

本市の中学校給食は、「相模原市立中学校完全給食実施方針」に掲げた「栄養バランスのとれた安全な給食を提供します」という基本方針のもと、津久井地域の一部を除く30校において、平成22年11月から民間の調理事業者が調理及び配送を行うデリバリー方式が導入され、現在ではAからEまで5つのブロックに分け、それぞれ調理事業者と契約を締結して実施されている。

このデリバリー給食について、検証・評価を行い、今後の中学校給食のあり方を検討するため、平成25年度に設置された相模原市立中学校給食検討委員会が生徒、保護者及び教職員を対象に実施したアンケート調査では、「給食に求めること」という設問に対して、保護者、教職員とも「衛生面や食材の安全性の配慮」を選択する回答が「栄養バランス」に次いで多く、また、「給食を申し込む理由」については、「安全・安心と思うから」を挙げる保護者の回答も多かった。

このアンケート調査結果等を踏まえて、同委員会から今後の中学校給食のあり方に係る答申が昨年4月に行われたが、この答申では中学校給食の改善等を図るための取り組みとして「デリバリー給食の改善」「食育の推進」が提案され、「食の安全性」については衛生管理を適切に行い、食中毒が起きた場合の影響は計り知れないことから、調理事業者に

に対する教育を徹底することが求められている。

児童生徒の心身における健康の保持増進など、学校給食の果たす役割は大変重要であり、食育の推進も求められる中、その前提として食の安全性を確保し、安全・安心な給食を提供することが教育委員会としての責務であることは言うまでもない。学校給食に衛生面の配慮を求める保護者の声が多いのは、当然のことである。教育委員会がデリバリー給食を実施するにあたって、調理事業者に対して使用したランチボックス等を洗浄、消毒するほか、大腸菌群及び一般細菌並びにでんぷん性残留物及び脂肪性残留物の有無について、年3回外部の専門機関で検査した結果を提出するよう義務付けたのは、生徒に安全・安心な給食を提供するために、衛生面の確保を重視したことによるものと言える。そして、ランチボックス等の検査報告は、デリバリー給食の開始時点から各事業者との契約において規定されていたものである。

しかしながら、今回の定期監査において、Aブロックの本年度の検査結果が確認できなかったため、改めて平成25年6月分から平成27年10月分までの全てのブロックの状況について調査したところ、平成25年度は全てのブロックにおいて、検査結果が未提出となっていた。また、平成26年度は2つのブロックから計3回、平成27年度は2つのブロックから計2回の提出にとどまっていた。

さらに、今回の調査で初めて調理事業者から提出された資料により、検査を実施していない項目があるなど、契約書で求めている内容と齟齬をきたしている事項が多数あることを確認した。

また、そもそも教育委員会がこの検査結果の提出を受けるという規定自体を認識しておらず、業者への督促や指導も行われていなかった。

このことは、単に契約の履行に関する問題というだけではなく、生徒の食の安全に影響を及ぼしかねない重大な事態であり、担当する学校保健課職員に食の安全性の確保や、学校給食を運営する上での管理責任に関する認識が欠如していることを示していると言わざるを得ないものである。

前述した、今後の中学校給食のあり方に係る答申では、「全員の喫食による完全給食」が長期的な視点に立った理想として掲げられているが、デリバリー給食の喫食率は、当初58.6%だったものが平成26年度では44.9%まで減少しており、デリバリー給食を改善するための献立や容器の見直しなど様々な提案がされている。こうした取り組みは、何よりも「安心して食べられる」という前提がなければ成り立たないものである。

教育委員会はこのような事態に至った原因を究明するとともに、安全・安心なデリバリ―給食を求める市民のニーズに応えるため、早急に安全対策を講じられたい。また、学校給食における安全性確保の重要性について職員一人ひとりが再確認するなど意識改革に取り組み、安全・安心な学校給食の提供について、万全を期されたい。

通知事項は以上でございます。

今回の定期監査において指摘を受けたことを、私を含めて重く受け止めるとともに、再発することのないよう、適正な事務執行に向けて取り組んでまいります。

以上、報告させていただきます。

永井委員長 この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、次に行きたいと思います。

教育委員会の主なイベント等について、お手元にあります広報カレンダーに2月中旬から3月初めまでの予定がまとめてあります。ご覧いただければと思います。

この件についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは最後に、次回の会議予定日を確認いたします。次回は3月4日金曜日、午後2時から教育委員会室で開催する予定であります。確認してください。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは次回、3月4日金曜日、午後2時開催予定といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。

閉 会

午後6時15分 閉会